

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(下)

——信州木曾山地方と王瀧村を中心として——

大崎 晃

一 問題の所在

二 農業

- (一) 享保検地
- (二) 年貢考
- (三) 下用米慣行
- (四) 切畑開発の緩和
- (五) 綿布

三 林業

- (一) 尽山化と木年貢の廃止(以上既号)
- (二) 御用仕出と柚・日用・筏番
 - ① 御林の成立と御用仕出
 - ② 代官山村家と山伐・運材労働
- (三) 手前金運上仕出と材木商人
 - ① 手前金運上仕出の成立
 - ② 商人仕出の経営複合化(以上前々号)

(四) 御手山仕出

- ① 林業をとりまく背景
- ② 御手山仕出と濃州付知山
- ③ 信州伊那三ツ沢山
- ④ 甲州郡内領奥山
- ⑤ 御手山仕出の限界

(五) 漆木植栽

- ① 目的と奨励策
- ② 植栽管理と漆実流通
- ③ 漆木植栽策の行方(以上前号)
- (六) 御免(白)木と切替金(以下本号)

四 幕末の経済

- (一) 御用仕出経費と賃金の未済
- (二) 柚の村外出持
- (三) 中山道助郷勤方と御救手当

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(下)

(四) 農村としての経済

- ① 小農経済
 - ② 養蚕
 - ③ 米価
 - ④ 山村経済と王瀧村庄屋松原家
- 五 結語―山村にみる江戸時代考―

三 林業

(一) 御免(白)木と切替金

近世当地の山林から伐運された山林資源には、先述のとおり領民に賦課された年貢木、御用落札の山元々縮や材木商による仕出元伐原木の他に御免(白)木があった。これは役料や林業助成のために藩が伐運を特許した仕出材である。まず御免木制度の概略を辿らう。

題欠^(地)

木曾谷之義往古者御巢山ニ而御年貢樽木貳拾六万八千百五拾八挺、土居木四千三百五拾貳駄上納仕、其余拙者御免木五千駄谷中御免木六千駄、家作木等も物明山何方ニ而も勝手次第第二伐出、切畑等も為致候様本多佐渡守大久保^(正信元老中)十兵衛^(長安元代官)被申聞百姓渡世営業^(義直候)源敬様江木曾被遣候節も先規之通被仰出、江戸駿府御用名古屋大坂御城御普請材大働(中略)相勤来候処、寛文五巳年田立村湯舟沢村惣山(中略)御留山ニ相成候^(谷中)御免木之儀も延宝四辰年六千駄之内三千駄者岡付^(陸送)ニ而出シ、三千駄者板

子壱万挺(川下ケ)ニ切替(中略)同十六年未年雜木取交伐出度相願御免ニ相成、宝永年中惣明山松樾榎明松四品之生木御停止ニ被仰付、同六丑年願ニより巳年迄五ケ年之間金貳百兩つ、被下置候、正徳四午年今享保三戌年迄又貳百兩つ、被下置、同四亥年今同八卯年迄新金百兩つ、被下置、同九辰年鼠子生木御停止被仰付(中略)旨被仰出候

然ル処百姓共難渋不立行候ニ付(中略)御定被仰出三千駄者白木ニ而出シ来候処、延享二丑年奈良井宿藪原宿福嶋宿之内八沢町江千八百九拾九駄^(与)貳拾九ヶ村并藪原在郷八百七拾九駄半之分、同三寅年今金百三拾壹兩三分ノ銀拾匁五分つ、被下置、貳百貳拾壹駄半之分手形ニ而御払ニ相成居候処相止、右三ヶ所檢物細工手形ヲ以嵌桶木茸板柿板等出シ来候処、(中略)細工品計ニ相成右荷物残り之分者殆不被仰出、宝曆三酉年二月雜木白木仕出方ニ付袖多雇入多分ニ仕出候儀者不相成旨被仰出、追々根木堀木取尽払底ニ相成、近来奈良井宿并福嶋宿之内八沢町細工木仕出候節者雜用銀差上候儀ニ候^(寛政九)巳三月

(御勘定所)

(山村甚兵衛)

御免木制の始源は、一つは拙者御免木で木曾代官山村甚兵衛家に対して役料として、知行禄米の他に白木五、〇〇〇駄の伐運を特許した。この白木は域外搬出後二、〇〇〇兩程になったともいわれる。もう一つの谷中御免木は農地が乏しい木曾谷領民に対して生業の助成として、白木六、〇〇〇駄の伐運を特許した。したがってこちらは白木原木の樽・板子・角丸太等、半製品の茸板・柿板・桶木等、加工品の椀・盆の漆器曲物等が用途の原木であった〔表24〕。以下に白木と櫛木の仕出願書を例示しよう。

寛^(寛)

[表24] 裏木曾三ヶ村より御免白木元伐確認書(抜粋)

年度	元伐仕出人	仕出山	樹種枚種	用途別数量					
				白木原木	神社々木	架橋	椎茸仕出木	桶木	盆椀櫛木
寛政11	内木彦右衛門	川上山岩倉嶺	桧白木原木	941 ^本					
11	今井勘兵衛	川上山助左谷	桧白木原木	15 ^本					
11	同上	川上山道光嶺	同	101 ^本					
享和2	同上	川上山岩倉嶺	同	41 ^本					
3	田口忠左衛門	川上山	桧樅枝拂	869 ^本					
文化3	内木彦七	川上山滑沢入	樅行板		214 ^本				
			桧板樽		21 ^本				
6	同上	付知山	樅丸太		71 ^本				
			杉栗樅松角		650 ^本				
			雜木		650 ^本				
6	同上	東股入西股入	檜楨四手原木				1,420 ^本		
			杉樅挽板	419 ^丁	419 ^丁				
6	熱田屋武助	加子母山	杉樽木	118 ^丁	118 ^丁				
			杉樅桶木					25 ^匁	
6	田口忠左衛門	東股入西股入	櫛木(柘植)						8 ^匁
			桧樅挽板	341 ^束					
6	内木善右衛門	川上山巢山	桧樅板	56 ^束					
			桧槨白木	110 ^束					
			樅桶木					11 ^匁	
10	付知村惣兵衛門	西股入	椎四手原木				640 ^本		
天保9	田口忠左衛門	東股入西股入	樅桧角貫丸太			171 ^本			
10	同上	東股入西股入	枋檜楨盆木地						4 ^匁

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(下)

出所史料「寛政・享和・文化・天保 三ヶ村の差出し書付達扣 巻～三」(徳川林政史研究所蔵)

一木数六百三拾七本 桧元木
 外二七拾三本
 是者岩倉嶺根道岩三ヶ所之分
 (川上山)
 一同式百三拾壹本
 是者助左エ門谷桧立枯(全)ろ木根木口印入残之分
 右者当未年川上山白木仕出ニ付岩倉嶺根道岩三ヶ所与助左エ門谷残り
 木立枯疵木風折木根木口印入置申候以上
 (寛政十一年)
 未七月
 目代 今井勘兵衛
 御山方 内木彦右工門

乍恐奉願上候御事(全)
 付知村東股入平岩加子母村西股入定峠
 一(一)かつふし櫛木 長四寸五分 志籠五百枚入
 幅式寸五分 但志籠四箇ニ付
 厚五分
 志籠ニ付御運上銀式匁
 同所
 一かつふし櫛木 長四寸 志籠六百枚入
 幅式寸五分 但志籠四箇ニ付
 厚五分
 志籠ニ付御運上銀式匁

右之通御運上被召上仕出方被仰付被下置様奉願上候、尤五六ヶ年以前
 者付知村杣頭茂助加子母村百姓佐右エ門仕出候振合ニ被仰付被下置、
 (中略)御改之義者御運上御上納仕荷物扱場之義者、木曾福嶋敷原江相送
 り売申度願上相叶候
 (文化六年)
 巳五月

付知村 伝九郎^⑩

木曾御材木御役所

白木原木伐運から発した元伐仕出が、域内加工品産地への半製品供給へ特化し効率をあげたことは運上が課されるようになったことでも推察され、また奈良井・藪原・福嶋の加工産地三カ所にも雑用銀の上納が発生した。一方山林資源減耗は深刻をきわめ、停止木は宝永の桧以下の四種に続いて享保には鼠子が加わって五種となり、根木堀木まで採る尽山化が現実になった。かくして採伐規制と生業助成の矛盾する施策は、伐運特許の木品に替えて代金を下付しこれを切替金と称した。そして宝永から享保までは毎年二〇〇両宛、享保三年以後は文金一〇〇両宛が下された。その実際を以下に示そう。

まず「享保十四年十二月木曾三十一ヶ村江切替代金百兩被下置割付帳」にある「覚」一金百兩 是者谷中三拾壹ヶ村(御免木)切替三千駄分代金前々之通被下置候旨、当酉四月被仰出村々 割付左三記ス(替)銀メ六貫目 但三千駄ニ割壹駄ニ付銀式匁宛 (以下略) によると、谷中御免木切替代金は、享保一四年度は一駄ニ付銀二匁で谷中三一カ村の内訳は〔表25〕のとおりである。次に「明和四年 福嶋地方御役所谷中へ頂戴仕候御免岡付荷物代金請取扣」によると、「奉請取御金之事」一文金百三拾壹兩三分ト同銀拾匁五分 但銀兩替六拾匁 一駄数メ八百七拾九駄半 右者谷中三拾(壹)ヶ村江毎歳被下置候御免岡付荷物三千駄之内八百七拾九駄半之義、亥年駄数御手形ニ而夫々ニ被下置候得共来寅年分荷物御止メ、壹駄ニ付文銀九匁宛代銀ニ而每十一月中ニ可被下置奉請取候(後略)寛保三年亥十一月」とあり、谷中御免木の岡付荷物切替代金は一駄ニ付文銀九匁で岡付荷物の効率化が認められるものの、資源価値の低下も著しい。三一カ村の内

訳は〔表25〕である。最後に宝暦以後の御免木仕出山内における伐出秩序の乱れについて、材木御役所からの注意にも当時の実態が窺える。

題目欠^⑪

木曾谷中明山内ニ而輕キ者茶塩之賄として連々固木取候儀前々分御免之事情得共、近年御山木種尽奥山之白木取候儀輕キ者大勢申合猥ニ罷成、惑い者村方之庄屋役人等江金銀ヲ以令相對、隣村分柚日用差遣シ大分白木一巨^⑫三仕出候類も在之由粗相聞候、右者元來白木御免之互恵ニ違背不埒之至ニ候、向後大せい申合猥ニ山奥江罷越又者金銀ヲ以令相對、隣村分固木取候類堅致間敷候

然共御山木種尽候ニ付而者輕キ者茶塩之賄令難儀山奥之固木取候分外致方無之節者、何連之谷江人数何程罷越白木何数取候様仕度旨、其村庄屋役人等引請之者分其役所江願書為差出、其場所并願木数之多少等下役共差遣シ委細令吟味、御山内メリ差障リ無之分者其節之申達候上者願之通り被申付、其外白木取候谷中村々江下役共不時ニ為相見、輕キ者心得違等無之様ニ精々宜可有裁料候、右之趣今度谷中村々江も可被申渡候其段、山村甚兵衛江も為承知申請候事

西三月^⑬

また御免木が享保以後、切替米に移行する場合もあった。以下は木曾代官山村甚兵衛への御免木五、〇〇〇駄が御切替米一、五〇〇俵に切替られた通知と現物の請取書である。

題欠^⑭

元文四年八月御願被成候御免木御振替之義、尾州御蔵方ニおゐて毎年^(米)千五百俵宛被下置候返済旨、御国御用人分申来候手紙并書付左之通以手紙乞差上候 兼而御申聞候毎年被下置候御免木五千駄之儀、御金

[表25] 享保9年 木曾谷江下付御免白木切替代金村別内訳

村名	川下ヶ白木			岡付白木			切替金合計	
	駄分	両分	匁分	駄分	両分	匁分	両分	匁分
贅川村	193.2	6.1	11.4	46.	6.3	9.	13.1	5.4
奈川村	133.9	4.1	12.8	37.	5.2	3.	10.	8
荻曾村	58.3	1.3	11.6	16.	2.1	9.	4.1	5.6
藪原在郷	41.4	1.1	7.8	11.5	1.2	13.5	3.	6.3
菅村	41.4	1.1	7.8	11.5	1.2	13.5	3.	6.3
宮越村在郷共	133.9	4.1	12.8	37.	5.3	3.	10.	8
原野村	50.1	1.2	10.2	14.	2.	6.	3.3	1.2
上田村	41.4	1.1	7.8	11.5	1.2	13.5	3.	6.3
黒川村	50.1	1.2	10.2	14.	2.	6.	3.3	1.2
末川村	125.2	4.	10.4	34.5	5.	10.5	9.1	9.9
西野村	125.2	4.	10.4	34.5	5.	10.5	9.1	9.9
黒沢村	167.6	5.2	5.2	46.	6.3	9.	12.1	14.2
王瀧村	133.9	4.1	12.8	37.	5.2	3.	10.	8.
三尾村	83.8	2.3	2.6	23.	3.1	12.	6.	14.6
岩郷村	125.2	4.	10.4	34.5	5.	10.5	9.1	5.9
福嶋村	167.6	5.2	5.2	46.	6.3	9.	12.1	14.2
上松村	200.8	6.2	11.6	68.5	10.1	1.5	16.3	13.1
荻原村	83.8	2.3	2.6	23.	3.1	12.	6.	14.6
須原村	83.8	2.3	2.6	23.	3.1	12.	6.	14.6
殿村在郷共	117.	3.3	9.	32.5	4.3	7.5	8.3	1.5
長野村	100.7	3.1	6.4	27.5	4.	7.5	7.1	13.9
野尻村在郷共	142.1	4.2	14.2	39.	5.3	6.	10.2	5.2
与川村	58.3	1.3	11.6	16.	2.1	9.	4.1	5.6
柿其村	21.5	2	13.					
三留野村在郷共	92.	3.	4.	25.	3.3		6.3	4.
妻籠村	92.	3.	4.	25.	3.3		6.3	4.
蘭村	43.4	1.1	11.8	65.	9.3		11.	11.8
馬籠村	159.5	5.1	4.	44.	6.2	6.	11.3	10.
湯舟沢村	33.2	1.	6.4	9.5	1.1	10.5	2.2	1.9
山口村	41.4	1.1	7.8	11.5	1.2	13.5	3.	6.3
田立村	58.3	1.3	11.6	16.	2.1	9.	4.1	5.6
(合計)	3000.	100.2	30.	879.5	131.3	2.	232.1	32.

御米之内ニ而御振替被下置候様御願之趣年寄衆江申達候処、被及言上
 別紙書付之通被仰下候間、此段御自分江拙者共今可申入旨被申聞候御
 承知候様ニと存候、右御礼等之儀者其元年寄衆迄以飛札御心得申入候
 以上
 (元文四)
 八月廿四日
 山村甚兵衛様
 題欠(御)

一米千五百俵
 但三斗五升入
 右者御免木五千駄之代米、右儘今年如此被下候間自分手形を以相渡
 候、重而根證文出次第此證文可被差戻者也
 (元文四)
 未九月
 (御用人)
 外山半左衛門殿
 (以下略)
 石黒 丹下判

出所史料「享保9年 年々川下ヶ岡付両御切替金頂戴村々小割」
 (徳川林政史研究所所蔵)

四 幕末の経済

(一) 御用仕出経費と賃金の未済

享保以後山伐仕出委託元である材木役所は、業務の経費と賃金の下渡金支払いを滞らせ、山元請頭の経営を圧迫していくことになるが、その最大の原因は尽山化と呼ばれる山林資源の減耗であった。その模様を王瀧村の本伐仕出請頭を勤めた庄屋松原家の記録から辿ろう。

乍恐奉願口上覚⁽¹⁵⁷⁾

私儀先年々御山方之御蔭を以相続仕山持専ニ仕来り、延享式丑年迄者嵌桶茸板等他国江仕出売買候処是等も相止、拾四五年以前々御山方被仰付不被下置難義仕候、就中享保廿卯年御伐木仕出代金千六百六拾六両三分銀八匁式分之内、^(享保二〇元文元)卯辰兩年ニ御金三百式拾三両御渡被下、其後申年々巳年迄拾ヶ年ニ御金式百六拾五両壹分銀四匁御渡被下、宝曆三酉年御金九両頂戴仕候、残り金千六拾九両式分銀四匁式分御座候其節御山方者自分借賄を以御伐木払込仕段之御願申上少しつ、被下置候処、其後不被下置右之通り御殘金御座候ニ付、借金方相済不申年々御山方之御蔭ニ而仕送り仕来候得共、近年御山方被仰付被不被下置候ニ付借金方仕送りも難成(中略)、其上翌年^(明和)御願申上百川山ニ而御材木仕出方被仰付下置、御蔭を以損符も減候得共不足金六拾兩程御座候、并去戌年当村千沢山ニ而御材木仕出方被仰付候処、厘代至而下置ニ御座候得共村方之者共口過ニ相成ニ付御請合仕候折、時節達成宵中ニ向出し方夜付費用之人夫入増損金五拾兩余御座候(後略)

〔表26〕 王瀧村庄屋松原家享保以後 鹹川山御用仕出本伐資金出納事情

年度	西曆	本伐仕出々金 両分 匁 歩	下渡金 両分 匁 歩	差引残高 両分 匁 歩	備考
享保20	1735	1,666.3 8.2	323.	△1,069.2 4.02	802.1(時効)
元文 1	1736				
5	1740				
寛延 2	1749	9.	9.	(渡金)267.1	0.(予定)
宝暦 3	1753				
文政13	1830				
安永 3	1856				

()は奉行所案

史料出所 「天明・文化・天保・元治 松原雑録式」(徳川林政史研究所所蔵)
「安政三年 材木仕出記録 松原彦右衛門」(同上)

この間の経過は「表26」に集約したが、その後の展開について、なお次の記録がある。

乍恐御歎願奉申上候御事⁽¹⁵⁸⁾

当村庄屋松原彦八曾祖父彦右衛門儀、去享保式拾卯年当村鹹川御山方

天明
午二月

御奉行所

三四
王瀧村庄屋
彦八^(松原)

御材木御仕出之節、右御材木柚取并川合渡払込迄諸入用金千六百六拾六兩三分銀八匁式分ニ而御請負被仰付、御前金貳百兩拝借仕取懸り夫々御差図通首尾能払込仕候処、御請負金御下渡無御座所々借り入等取計袖日用江勘定相渡其後段々御願奉申上候処、同年十一月々宝曆三酉年六月迄都合十四ヶ度ニ御金五百九拾七兩壹分銀四匁御下渡相成、残金御下渡無御座(中略)段々奉歎願候処、去ル文政十三寅年右殘金千六拾九兩貳分銀四匁式分之内、四ヶ三分捨候之御調四ヶ壹分、貳百六拾七兩余元ニ御立、年々金拾兩宛被下置候旨被仰付下置候得共、右千六拾九兩貳分余之処四ヶ三分捨候之御調相成候而者、難洪至極之儀ニ御座候ニ付歎願可仕候(後略)

安政三辰年十一月

王瀧村組頭 仁右衛門

他

御奉行所

奉行所は文政一三年に宝曆三年時の残高一、〇六九兩の四分の一である二六七兩を「御調」すなわち保証とし、毎年一〇兩宛二七年で支払う条件で残高の四分の三である八〇二兩の時効(一種の棄損令か)を求めてきたが、近世は大名貸しの焦げつきは希有のことではなかった。

しかし元伐仕出経営を追いつめたのは、資源の減耗と仕出依頼主の下渡金不払の他にも、物価高による経費の膨張があった。王瀧村庄屋松原彦右衛門が崩沢山の元伐仕出を依頼された節は次のように記される。

乍恐奉願口上覚⁽¹⁰⁾

私儀去ル午年^(天明六)当村崩沢御山内ニ而桧類丸太同矢来并雜角御材木作り立置、^(天明七)明未年出方可仕筈ニ兼而被為仰付候所、其以後ニ而罷有候処不分存凶年来諸色高直ニ罷成候ニ付御山方へ一統御見合被為遊候(中略)、

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(下)

乍就去ル午年御請負之筋者白米兩ニ九斗三升々壹石迄之相場ニ御座候処、去午年者格別振合も違ひ白米兩ニ概六斗四升右ニ准シ諸色高直且又(中略)日用入増出精仕候得共、干水故日数費用与入夫相懸り申候、就者来高直川狩費兩方ニ而者心当々者凡金高百兩程も不足相立申候(後略)

天明九年酉正月

王瀧村組頭

彦右衛門

木曾御材木方御役所

天明六年に元伐仕出を引請ながら直後の凶作で着手を見合せた。それは一兩につき九斗八升から一石四斗だった白米が六斗四升到、すなわち一倍半から二倍に高騰し(表37)、また降水量の減少で川の水位が下がり、川下り筏乗り人足の増員で人件費が膨張し、利潤を損うことも出来た。御山方の仕事は元伐仕出から山方役人見分迄多数の人足が雇用されるが、こちらもまた人足賃銀不払が大きな問題になっていた。

乍恐奉願上候御事⁽¹¹⁾

惠那郡川上・付知・加子母三ヶ村之儀者、御山方御仕出人足毎年九百人々千人余相勤申候処、^(明和五)子年以前者人足賃其年ニ被下置難有頂戴仕候、近年者人足賃不被下置殘金年々多御座候間、困窮之百姓人足等難相勤難儀至極奉存候間、何卒右殘金之方被下置候様奉願上候、別而加子母村之儀者三浦山人足毎年八九百人余相勤申候間難儀至極仕候、厚ク御勘弁被存遊人足等相勤候様被成下置候様奉願上候以上

安永七年戊閏七月

川上村庄屋 原権兵衛

三ヶ村御山仕切御用掛

付知村 田口忠左衛門

加子母村 伊藤政右衛門

内木彦七殿

これは「御山方御仕出人足」未払賃金の催促だが、この後も再三度の宛先は木曾御材木方御役所になつてゐるので、公儀が再生資金の円滑な循環を妨げていたことになる。

(二) 杣の村外出持

江戸時代は刀狩検地と兵農・農商分離によつて、身分・職業の固定が常態化した時代といわれるが、山方持の村はどんな状態だったか、木曾山王瀧村の場合についてみよう。次の史料は天明四年の職業別戸口である。

覚⁽⁶⁾

一村中竈数 三百四軒

内

役人 貳百拾八軒

無役 八拾六軒

右之内

一耕作人 貳百六拾三人

内

拾壹人 高持耕作のみニ而渡世仕蚕等指加ヘニ仕候、去年

不作ニ而給物不足ニ御座候、此内至而難義之者も

御座候

拾壹人 中高ニ候得共毎年給物大躰ニ而蚕等差加ヘ渡世仕

候、去年不作故給物不足ニ御座候

三拾五人

高持中高之者共ニ候得共毎年蚕等差加ヘ候而も式三分通も不足故、山持を以渡世差加ヘ仕候、去年不作ニ而其上持薄ク困窮仕候

六拾八人

中高小高ニ而耕作のみニ而者渡世難成、杣日用ニ罷出差加ヘニ仕候

六拾貳人

小高ニ而作方少渡世難成、多杣日用ニ罷出渡世仕候

七拾六人

無高ニ而受作少々ツ、仕、多杣日用ニ罷出渡世仕候、或いハ一季奉公地方日雇等仕候、受作計ニ而渡世仕候者無御座候

一商人四人

一鍛冶三人

一大工木挽拾貳人

地商并葉売等仕候得共、当節商無御座困窮仕候耕作も仕候ニ付当節可成ニ相凌申候

一杣日用七人

耕作も仕其中ニ木曾之内持候得共、当節持無之困窮仕候

一やもめ拾五人

木曾内旅持共ニ杣日用計ニ而渡世仕候得共、去年ハ山持薄至極困窮仕候

ノ (空白)

一杣日用三百六拾七人 耕作仕候内作方ニ不用之分一家内ニ而式三人

も罷出、木曾之内旅持無差別山持仕候

内

百七拾六人

木曾内持候得共日数も不勤多ク、宿々罷有候故賄無之困窮仕候

六人 木曾之内持少く賄当節可成ニ相凌申候

六拾壹人 旅持ニ罷出候得共持薄日数も不勤、路用費賄一切

無御座当節困窮仕候

拾人 旅持ニ罷出大株持有之当節可成ニ相凌申候

六拾七人 旅持ニ罷出候得共去冬迄戻り不申候

貳拾貳人 去冬旅持ニ罷出申候

貳拾五人 村内木曾之内ニ而奉公日雇仕候

メ (空白)

天明四辰年正月

王瀧村庄屋 彦八

御奉行所

この内役人とは諸役と年貢の負担者である。耕作人の内初め二項の各拾壹人宛が農業で生計が立つもの、その次の三項三拾五人・六拾八人・六拾貳人が柚日用の副業が必要なもの、その後の七拾六人と柚日用七人の二項は柚日用が生業の中心をなす。つまり柚兼業の農民が三分二を占める。柚日用の人数は「一家内ニ而貳三人も罷出」るので三六七人を数え、働く場所は「木曾之内旅持無差別山持仕」り、史料中の百七拾六人と六人の二項は「木曾之内持」だが、「日数も不勤多ク」仕事が多くて困窮している。一方その後の六拾壹人・拾人・六拾七人・貳拾貳人の四項は、旅持すなわち他村他領への出持組で「持有」と「持薄」の較差があるが、四項合計一六〇人を数える。いづれにしても山林資源の減耗につれて木曾山内の元伐仕出が縮小すると、木曾谷内外を問わず山持出稼は重要性を増した。その起源が何時頃かは不明だが、この問題を論じている時代以前の方が資源の余裕もあつてか、もっと殷盛をさわめた証拠がある。

それは寛延元年に、木曾谷に隣れる濃州裏木曾加子母村熊洞泉山で発生

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(下)

した背伐(盗伐)事件の捜査に際し、近隣村々民に発生時の居留地を申告させた吟味の「人別書上帳」⁽¹⁰⁾で、事件発生時の居場所証明が同時に王瀧村山持関係者の人別持場所を示す記録になった。記録中の王瀧村分には同村二二九世帯の成人男性六三九人当日の稼働地が載るが、対象は山持を行う男性に限られ、女性・高齢者・年少者・障害者は除かれている。これは定量的にも貴重な記録だが大部になるので詳細は本誌旧号の拙稿(本誌四三号・三四〜三九頁)を参照いただくことにし、今回は紙面の都合で類型化簡略化し要点を(表27)に整理した。

この表には二二九世帯の人別六三九人が載るが、もつとも基本的な類型は、例えば三沢郷の右京家で「家内四人、右京・左内儀者作方計仕白木等割不申候(中略)勇助儀者当春川上御注文山へ罷越七月罷帰直萩曾御注文板山へ参居申候、小七儀者当春遠山へ罷越七月帰り夫々萩曾山御注文山へ罷越居申候」とあり、右京と作内の「作方計」⁽¹¹⁾は耕作すなわち農業専門の意で、年齢的に山持を終えた高齢者が従事する。勇助と小七はそれぞれ春から裏木曾川上山と伊那遠山の持に出、土用に帰省後再び木曾谷の萩曾山と萩原山の持に赴く典型的な山方労働世帯の基本型で、村内七一世帯がこの範疇である。一方耕地が少ない世帯では、上条郷助市家のように「助市家内五人、助市当春遠山へ行居申候、作助・作右衛門春分飛州山へ行七月罷帰り夫々直ニ秩父へ行、彦七・六市式人当春秩父山へ罷越申候」と、山持専門の場合も村内に五一例が認められる。木曾山は百姓林が少なく、その上享保以後百姓林であつても停止木や留木制度が設けられて、木曾山以外で現地から委託された元伐仕出(注文山)従事のための出持が多くなり、専業を含めて山持出持世帯は一三二世帯と過半を越えた。さらに農林業以外の業種を兼業する山方持兼業者を加えると総計は一七六世帯で、全村の

[表27] 寛延元年 王瀧村村民人別滞在地

稼働地	業種	時 期			稼働地	業種	時 期		
		通年	春期	夏期			通年	春期	夏期
		人	人	人			人	人	人
信濃国					信濃国				
木曾郡					伊那郡				
王瀧村	作方(農業)	172	183	167	大島山	山持		8	8
	山方持子	3	4	3	大河原山	山持		2	5
	勤方・奉公	25	25	24	新井村	奉公	1	1	1
	行商	7	7	9	伊那遠山	山持		50	23
	老人・病人	19	19	20	伊那	作方		1	1
瀬戸川山	山持		35	42	奉公	3	3	4	
	持子	3	3	3	筑摩郡				
三留野	奉公	4	4	4	松本町	奉公	1	1	2
田立村	奉公	10	10	10	美濃国				
荻原村	奉公	3	3	3	付知山	山持			14
荻曾山	山持			52	川上山	山持		37	
上松宿	奉公	3	4	3	釜ヶ沢山	山持		16	14
阿寺山	山持	1	6	1	阿木山	山持		1	1
蘭村	山持	2	2	2	加子母村	奉公	4	4	4
湯舟沢	新田作方		2	2	飛騨国				
奈川山	山持		1	1	飛州山	山持	1	50	24
贄川宿	奉公		1	8	小坂村	奉公	3	3	3
須原村	奉公	3	3	3	深田村	奉公	1	1	1
野尻村	奉公	4	4	4	竹原村	奉公	1	1	1
福嶋宿	奉公	3	3	3	甲斐国				
西野村	奉公		1	1	甲州山	山持		3	3
藪原村	奉公	2	2	2	武蔵国				
黒川山	山持		8	1	秩父山	山持	2	100	132
妻籠宿	奉公	1	1	1	上野国				
黒沢村	奉公	1	1	1	下仁田	奉公	1	1	1
山口村	奉公	3	3	3	その他				
上田村	奉公	1	1	1	巡礼中			1	2
					無宿人		10	10	10

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(下)

出所史料「寛延元年 加子母村熊洞御巢山背伐之申達々村方人別書上帳 王瀧村」(徳川林政史研究所蔵)
(本誌49号27頁、拙稿より再録)

七七パーセントに達する。

なおこの時期に農林業以外の新しい兼業々種が登場した。例えば野口郷の「作平家内五人、私儀者老人ニ而家計ニ罷有候、久作儀者作方計仕白木等も取不申候、息佐平儀者年内中津川々福嶋辺ニ而大豆小豆茶商仕候、作助儀者当春飛驒山罷越五月罷帰り夫々秩父山江罷越居申候、三郎助儀者当村彦三郎方ニ奉公仕居申候」とあり、小商いを行う世帯が八世帯程あり、「背売」となっていて行商とみられるが興味を引く。他にも域外で「奉公」人になった例が散見され、持子とは在方本伐現場の飯場世話人を云う。

さて天明期から時代が下って幕末期の皇女和宮様御下向の大通行に際し、木曾山在方村々へ往還出役可能者の人別調書が作成された。これを集計した〔表28〕によると、文久元年夏欄の御下向出立（一〇月二〇日）前の状態は、柚の山持者は六割を越える。また文久元年秋欄の御下向通行時（一〇月二七日〜一二月五日）は、柚出持離村者の内一時帰村者数が、公武合体の大通行で藩の厳命にも関わらず四割以上が出持先に在留し、出持がすでに常態化した存在であることを示している。次に和宮様御下向時における王瀧村出持柚出先と村内居付人別帳の一部を示す。

（文久元年
西九月）

和宮様御通輿ニ付雇入人足調帳⁽¹⁶⁾

崩越（郷の分）

飛驒行	惣左衛門	忠右衛門	忠左衛門
千頭行	多 助	與次郎	
	寅 松	長 八	栄 助
	豊 八		
上州行	弥右衛門	市三郎	玉 蔵

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機（下）

甲州行	寅 吉								
小田原行	作 十	栄 作	兵左衛門						
	岩太郎	與 作	芳 松						
	乙 八								
江戸行	十五郎								
（居付）	文 平	彦五郎	弥 八						
	又 蔵	作 蔵	兼 松						
	松 吉	彦次郎	伝 助						
	平 七	弥 吉	長右衛門						
	金 作	次郎平	龜次郎						
	十五郎	初次郎	萬 蔵						
	龜 蔵	太 郎	彦 七						
	松次郎								

（後略）

この頃には山仕事出持も前金を請取り揃って現地に入り、取り交わした就業条件どおりに働いた。次の文久三年春の記録は、出持に行く柚達が幕末激動下往還通行激増の政治情勢が納まった当節、出持先の山仕事に着手する時期なので、現地へ出立のため足留の解除を歎願したものである。

[表28] 木曾王瀧村 本人足人別

年 度 王瀧村郷村名	居 合 せ 者				他 出 之 者		行方不知人	合 計	備 考
	内 杣	内弱人足	内病人・ 障害者		内 杣				
文久元(1861)年夏 ^{a)}	人	人	人	人	人	人	人	人	
上 条	33	20	3	4	30	26		63	
下 条	34	10	6	7	18	16		52	
三 沢	38	19	5	3	34	22	1	73	
野 口	28	18	8	2	11	8		39	
崩 越	14	6	2	2	42	42	3	59	
二子持	15	5	3	5	14	13	2	31	
淀 地	10	4	2	4	20	17		30	
瀧 越	17	11	3	1	5	5	2	24	
計	189	93	32	28	174	149	8	371	
文久元(1861)年秋 ^{b)}	人	人	人	人	人	人	人	人	
上 条	54	41	3	4	9	5		63	
下 条	38	14	6	1	14	12		52	
三 沢	50	31	5	3	22	10	1	73	
野 口	32	22	8	2	7	4		39	
崩 越	37	30	2	2	18	18	4	59	
二子持	23	15	3	5	6	5	2	31	
淀 地	19	13	2	4	11	8		30	
瀧 越	21	15	3	1	1	1	2	24	
計	274	185	32	22	88	63	9	371	
文久3(1863)年秋 ^{c)}	人	人	人	人	人	人	人	人	
上 条		33	2	7		11		58	医者1
下 条		17	4	8		7		51	大工4
三 沢		41	8	4		13	3	71	鍛冶2、禰宜2
野 口		16	4	4		3	2	32	
崩 越		20	6	8		7	1	50	鍛冶1
二子持		0	5	2		8		28	
淀 地		5	3	7		8	1	25	
瀧 越		x	1	1		x		17	杣12
計		132+x	33	41		57+x	7	332	

出所史料 a)「文久元年 松原記録 十五」中の「文久元年 和宮様御下向ニ付人別改帳 王瀧村」
(徳川林政史研究所所蔵)

b)「文久元年 和宮様御下向諸記録 貳 王瀧村」中の「文久元年 杣人別調帳 王瀧村」(同上)

c)「文久三年 拾六歳迄人別書上帳 王瀧帳」(同上)

乍恐奉願口上覚^⑩

当村之儀者兼而被為知古候通元来旅稼渡世之村方ニ御座候処、当年之儀者諸家様御通行御繁多ニ而多人数被割付被仰付、此節ニ至リ足留中ニ而未夕御解方も被仰付不下置候得共、別紙人別之者共儀者当二月上旬頃合夫々稼筋ニ罷出候ニ而、別紙ニ御座候元ノ手前共前金借り入置有之候処、最早入山之時節後候故ニ夫々元ノ共方合類ニ催促申越早速入山可致趣、万一差支筋も有之早速入山難出来候ハ、貸付之前金返済可致旨態々以飛脚申越候得共、借金之前金者使果し今更数拾人之者共当惑至極仕候

付而者暫ク御通行も御止リニ相成候様子ニ乍恐奉見請候間、何卒格別之御憐愍を以足留御解被為仰付被下置候様奉願上候、勿論此後多人数御割付被仰付候筈者何時ニ而も呼戻し、聊も御用御差支不相成様可仕候、右之段御手厚之御慈悲を以旅出御免被為仰付被下置様幾重ニも奉願上候(後略)

文久三亥年四月

王瀧村庄屋 松原彦右衛門^⑪

(以下略)

御奉行所

上

駿州安倍郡千頭山

元ノ江戸内神田

信濃屋正三郎

(王瀧村杣人別二三人名略)

武州秩父郡大洞山

元ノ江戸深川

美濃屋善右衛門

(王瀧村杣人別二九人名略)

上州勢多郡宗利山

元ノ江戸深川

大田屋徳三郎

(王瀧村杣人別六人名略)

惣人数ノ五十七人

右人別之者共旅出之儀御免奉願上度、委細別紙を以奉願上候間、何卒御許容被成下置候様只管奉願上候、以上

文久三亥年四月

王瀧村庄屋 松原彦右衛門^⑪
(以下略)

御奉行所

この史料でさらにわかることは、王瀧村出持杣の元締が享保以前の本伐請負人庄屋松原家から、江戸内神田信濃屋・同深川美濃屋・大田屋等材木商による手前金仕出へ移ったことである。

結局幕末の木曾山在方の状態は、どのように考えたらよいだろうか。往還大通行時に杣出持者を一時的に召還して助郷人足に充てることの困難を悟った王瀧村は、嘉永二年將軍家定公御簾中寿明姫一条秀子様御下向に際し、人足不足の理由とその対策として、近隣村からの援助すなわち雇傭することの許可を求めた。

乍恐奉願口上覚^⑩

今般 寿明君御方様御下向ニ付他所稼ニ罷出居候者共老人も不残呼戻、直人足御割付被仰付候節、御差支不相成様可仕旨度々宜敷被仰付

奉畏、村中被申付夫々呼戻方飛脚為差立候処、何国江罷有候哉難分者共多迷惑之旨申達ニ付村役人共打寄申合仕候処、当村之儀者元来田畑少なく御百姓而已ニ而者家内営育難成、専他所稼を以御役等相勤家族営育仕候儀ニ而、早春村方出立之砌或者上州何山江相越候旨申達罷出候而も、其所仕事都合ニ野州奥州迄相赴、是ニ半年彼ニ半年与相勤稼先も半作与不仕事ニ付、又々飛脚差立相尋候而者日数多往反之雑用多分ニ相成、其上稼不仕候而者今年差当り御役等も難勤必至難渋仕候儀者眼前之事、且者右袖共相抱置候本メ手前ニ而も夫々之続を以取懸候事ニ付、一統呼戻し相成候而者積違ニ相成翌年分材木伐出方も不行届儀も可有ニ而、左候得者村方袖共儀も当年限之事ニも無御座、以来稼之手続を失ひ可申哉

若左様之事ニ相成候而者忽貧窮相増亡村可相成哉与歎ケ敷、村役人共一統申合仕候得共、御大切之御通輿御差支相成候而者不容易御儀如何可仕哉与、一度不仕組改共おゐて者猶又飛脚差立候方勤弁申出候共、御通輿御日間も無御座ニ付通も御間合不申返而御差支ニも相成可申儀与存候付、濃州加子母村之儀者、国違ニ者御座候得共御領分村々隣村之事故省々懇意有之、右村之儀者大村之事ニ付手明人足等も可有之与存、右村庄屋安江新右衛門伊藤正作江相頼候処、人足貸渡可申旨ニ付呼戻し方手違相成候段者重々奉恐入候得共、当節ニ至り致方も無御座ニ付、前以御間合兼候儀等を以彦八一存を以居所他所出之者共呼戻し之飛脚差立不申、加子母村人足借り入候而御指図通相勤可申心組ニ罷有候処、右村おゐても御割付人足多被仰付候ニ付其余貸渡候儀不行届、中津川宿野尻宿迄御荷物指送り手明次第貸渡可申旨、此節来り誠以迷惑仕候得共、木曾地ニ而雇入候儀者猶更不行届事ニ御座候間御融通

方第一之御賢察を以、加子母村人足手明之上村方江借り入候儀御許容被下置候様偏奉願上候(後略)

嘉永二年酉九月十六日

御奉行所

王瀧村庄屋 彦八(松原)

こうした情勢と対応の方向は、しだいに拡大し常態化していったと推測される。かくて出持は、一時の対応形態を越えて、尽山化した山林資源により庄屋等従来の在村有力層も財力を失った状態の中で、優れた山仕事の技倆を有効に活用する場所を村外に求めた結果と、一方王瀧村民の山仕事に對する村外の需要との結合結果であった。この状況下では出持か否かに拘わらず、期間中に山仕事の現場を離脱することは彼我ともに損失であり、一時的に往還助郷の夫役従事後に山仕事に戻っても、その間の仕事上の空白は想像以上に大きく、またこれが度々くり返されれば損失は加速的に膨張しただろう。

一方幕藩体制当時の交通体系下では、中山道の往還維持は至上命題で、不足する助郷人足を隣接する濃州裏木曾加子母村から補充しようと企図した王瀧村庄屋松原彦八の上申は、往還人足出役が王瀧村にとっても大切であるのを十分承知した上での選択であり、助郷夫役負担の分散は、現実的で可能性の高い判断だった。出持への進出と助郷夫役人足の他村人足招聘は、いかなる形であれ山仕事の技術と組織が近代に引き継がれ、国有林事業形成の条件になった点は注目してよいだろう。

最後に山仕事に年少者が新人として参入し、しかもそれが初仕事で他村への出持だった場合、王瀧村の大人達は後継者への配慮を忘れなかったことを付記しておく。次は王瀧村出身十歳の少年長三郎の初仕事に際し、庄

屋彦八から場所は不明だが出持先への添状である。

覚⁽¹⁶⁶⁾

当村長三郎義当村ニ而十歳ニ罷成、木挽職相勤申度旨願申候間御帳面
ニ御載可被下候、御法度之筋急度御申渡可被下候、若不屈之義御座候
ハ、何分ニ而も可申付候、為後日如此御座候也

明和二年酉正月

王瀧村庄屋

庄八^(松原)

田中源吉殿

(三) 中山道助郷勤方と御救手当

木曾谷を貫ぬく中山道を藩主が公用で御通行の際、人足を谷中三十二カ
村に割付け手当を給した。

奉請取御金之事⁽¹⁶⁷⁾

- 一人 足八拾七人 賢川村
- 一同 四百九拾貳人 奈良井村
- 一同 四百貳拾人 奈川村
- 一同 貳百三拾六人 萩曾村
- 一同 三百五拾人 藪原村
- 一同 百六拾壹人 菅村
- 一同 拾八人 宮越村
- 一同 貳百貳人 原野村
- 一同 貳百貳拾人 上田村
- 一同 百九拾貳人 黒川村
- 一同 貳百九拾壹人 末川村

- 一同 貳百貳拾八人 西野村
- 一同 貳百八拾五人 王瀧村
- 一同 貳百七拾七人 黒沢村
- 一同 貳百九拾四人 三尾村
- 一同 三百六拾四人 岩郷村
- 一同 貳百八拾三人 福嶋村
- 一同 六百五拾六人 上松村
- 一同 五百六拾貳人 萩原村
- 一同 八拾人 須原村
- 一同 五百六拾四人 長野村
- 一同 五百六拾貳人 殿村
- 一同 五拾七人 野尻村
- 一同 貳百六拾七人 與川村
- 一同 拾七人五分 柿其村
- 一同 四百四拾貳人 三留野村
- 一同 百七拾九人 妻籠村
- 一同 貳百八人 蘭村
- 一同 七拾五人 馬籠村
- 一同 貳百貳拾人 湯舟沢村
- 一同 三百七拾貳人 山口村
- 一同 五百三拾四人 田立村
- ノ九千九拾四人五分

此銀六貫六拾八匁三分七厘

但壹人ニ付銀六分六厘宛

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(下)

文金ノ百壹兩下同銀八匁三分七厘

但兩替六拾匁

右者当四月 殿様御通り候為遊候節、村々要人足為御手当如此被下

置難有奉請取候、夫々配当頂戴仕七可申候、為其如此御座候以上

宝曆七年丑七月 木曾谷中三拾貳村

御奉行所

庄屋 組頭(名略)

一馬貳百五十九疋 壹疋ニ而三百五十文

文金ノ貳拾壹兩拾四匁七分六厘

相受取候

一方臨時および私的通行に対する中山道木曾谷の助郷は、当初宿々に隣接する村々に割付けられ、谷中全村に充てられたものではなかった。寛政以前前の王瀧村には助郷役がなかったが、かつて御用通行時の人馬継立に係わろうとした際に、競合する当時の助郷諸村から異議を申立てられて、以後役所から人馬継立の関与を差止められ、王瀧村側もまた村民の自粛を求めてきた。

差上申一札之事⁽⁸⁸⁾

御用御通之節助郷人馬先年々罷出相勤候処、去ル子年助郷村々々違乱

之儀申出御上江時々奉懸御苦勞、御蔭を以去ル辰年御裁許之上(中略)

助郷人馬請負候義并壹兩人ニ而も(人馬請負に)雇われ申間敷旨堅被仰付

候処(中略)右被為仰付之趣村中一統承知仕堅相守可申候(後略)

享和元年酉九月

王瀧村庄屋 彦八

御奉行所

しかし江戸時代末期になり往還通行量が増加すると、かえって王瀧村に對し助郷の要請がなされ、日光例幣使御下向夫役が割付られた。一方先述

したようにこの頃になると村外への袖日用出持が定着し、村内在住者だけでは割付人数の充足が不可能と察した王瀧村側は慎重に現状を訴えた。

乍恐奉願上口上覚⁽⁸⁹⁾

今般日光 御法会梶井宮様御通行ニ付須原宮越兩宿江御割付人足被仰付奉畏候、付而者先達而他所稼ニ罷出候者共ハ三月廿日迄ニ帰村為致置、御割付人足被仰付候節差支無之様可仕候間被仰付是又奉畏候、佐候処当年稼ニ罷在候者ハ被仰付候様申度夫々帰村為致候得共、此年以前罷出越年之者共有之候ニ付、右之者共義ハ稼之出先聞糺シ上夫々飛脚遣置申候得共、村方出立之砌或ハ上州江罷出候而も其所仕事之都合ニハ駿州甲州迄も罷越候者も有之、追々飛脚差遣申候得共多人數之儀ニ候得者居場所難分り者共凡九拾人程も有之甚夕当惑至極仕候、付而者誠以奉恐人候御願ニ者御座候得共、今般御割付人足須原出百貳拾三人宮越出八拾貳人之内村方ニ居合セ候者罷調仕候処、百四拾六人ニ御座候間其餘不足之分須原宿出し百貳拾三人宮越宿出八拾貳人雇入方、御免被仰付被下置候様奉願上候(後略)

元治二年丑三月

御奉行所

王瀧村庄屋
松原彦右衛門

かくて人足不足分を近隣村からの雇傭を条件に助郷夫役を請入れ、結局袖日用出持の定着は同時に助郷夫役を定着させることにもなった(表29)。
次は嘉永七年二月の尾張藩主慶勝公御下向の節、王瀧村の人足揃の計画と人数である。

乍恐奉願上候御事⁽⁹⁰⁾

今般 殿様御下向被為遊候旨被仰出奉畏候、付而者先年々御下向之節御割付人足須原宿江被仰付右宿々宮越宿迄御荷物持送り来ル処、当村

[表29] 元治2年度 日光例幣使御通行ニ付王瀧村の宿々江出人足数

年 月 日 (自~至)	出人足	日数	延日数人足 (人数×日数)	御荷物持届内容
	人	日	人	
元治2(1865)年				
3.23 ~ 3.25	198	3	594	須原宿より福嶋宿泊りを経て宮越宿迄御荷物持届
3.24 ~ 3.26	95	3	285	宮越宿より奈良井宿泊りを経て本山宿迄御荷物持届
4.2 ~ 4.7	106	6	636	上松宿より宮越宿迄計4回御荷物持届
4.6 ~ 4.8	106	3	318	須原宿より福嶋宿泊りを経て宮越宿迄御荷物持届
4.2 ~ 4.7	156	6	936	宮越宿より奈良井宿迄計4回御荷物持届
4.6 ~ 4.8	40	3	120	宮越宿より奈良井宿迄御荷物持届
4.6 ~ 4.9	116	4	464	宮越宿より奈良井宿泊りを経て本山宿迄御荷物持届

出所史料「元治二年 日光例幣使御通行諸記録 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)
(本誌45号50頁、拙稿より再録)

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(下)

之儀者田畑少なく等他所稼を以家族養育仕候儀ニ御座候付、毎年正月之内他国江罷出或者他国ニ越年仕候者も有之、御通行御割付相成候節呼寄方飛脚差立候而も遠国江罷出居り儀ニ御座候得者、御間合不申者多御座候付、御割付人足多人数之節者無抛美濃筋の正人足雇入相勤来候儀ニ付、今般之儀も百七八拾人程雇入れ仕候(以下略)

嘉永七寅年二月

王瀧村庄屋

松原 彦八

御奉行所
乍恐奉願上候口上之御事

一人足七拾六人 三月四日而已須原宿出

右是者上松宿衆方吉助江相渡申候

一人足三百拾人 三月四日而已須原宿出

内

百四拾人 村方出人足

百五拾人 右是者上松宿衆方吉助江相渡申候

式拾人 右是者橋場向町多十江相渡申候

一人足五拾人 三月四日而已宮越宿出

右是者美濃坂下ニ雇入仕候

右者今般 殿様御下向ニ付人足御割付被仰付御座候、村内居人ニ而難勤無抛右之通り取計申候、尤御大切之御旅行ニ付本谷内以外等者一切相雇不申候、美濃筋の正人足雇入聊も御差支不相成候様精々申渡、御径方案内迄探し今年者私共合意人も無相違人数為相揃、不調法等無御座候様精々可仕候間格別之御憐愍を以、右之通り御許容ニ被成下置候様奉願上候

嘉永七寅年三月

王瀧村庄屋
松原彦八

御奉行所

この記録によると人足供給地として村方、宿衆方出の他に、「美濃筋」とか「美濃坂下ニ而雇入」というのがある。王瀧村にとつては尾張藩領の濃州裏木曾は重要な地域であった。

そして幕末最大の御用通行は、公武合体政策の柱でもある皇女和宮様御下向の御通輿であろう。この時王瀧村に関しては〔表30〕のように、文久元年秋上松宿と福嶋宿を真ん中に挟み、南の三留野宿から北の宮越宿間の御荷物届を中心に、人馬小屋仮建普請、木材薪材運搬、本陣並びに下宿手伝等と、木曾谷御通輿の一〇月二七日から十一月七日迄御用を勤めた。この間の出役延日数は一〇、一二八日、山仕事出持が恒常化したこの頃の王瀧村在村男性労働人口は、〔表28〕中の文久元年秋欄では二七四人なので、一人当たり平均出役日数は三七日となる大通行だった。なお興味ある記録として人足夫役は草鞋・松明・藤蔓・藁縄の製造、不足した旅籠屋の補いに建てた仮宿へ谷中から借上げた夜具・食器・火鉢・燭台・桶盥等の運搬にも従事した。

かくて以前の山仕事の村々は、往還助郷としての御勤も担うことになったが、幕末御通行の増加や諸物価高騰(表37)により、その後の助郷勤務の続行はしだいに困難になった。そこで王瀧村は御通行助郷の出役継続について要望を提出した。

乍恐御歎願奉申上候⁽¹²⁾

近年御用御通行多く御座候処、分ケ而 和宮様引続大御通行而已ニ而御割付人足被仰付相勤申候処、其時々御米金御手当奉頂戴御拝借金

等も御願申上、御蔭を以是迄之儀者何様ニも御役相勤来り申候得共、最早度々之大御通行ニ而金銭遣ひ尽し無扱其時々借入金罷計、夫之支払仕来申候得共是以度々之儀ニ付未夕返済方も不行届有之候間、最早此後借り入方も難行届迷惑難渋仕罷在候処、猶又当時諸色格外高直ニ而御百姓共難渋至極仕候、付而者誠以奉恐入候御願ニ者御座候得共此後御用御通行御座候而御割付人足被仰付候ハ、其時之人足飯米之処乍恐 御上様ニ而御賄ひ被下置、追而村方江御下ケ金之内ニ而御引去り被遊被下置候様奉願上候、右様被成下置候ニ付而者此後御割付人足被仰付候而も必も御役難相勤、勿論御大切之御用ニ付人足飯米之処御賄ひ被下置候へハ御役之儀者慎て相勤可申旨、右之通り小前分願出申候間何卒前願趣(中略)御許容被成下置候様偏ニ御歎願奉申上候

慶応元年丑六月

王瀧村庄屋(松原彦八)

連印

組頭(省 略)

御奉行所

人足飯米等経費を藩が立替えて下渡金支払時に差引清算することの提案で、かつて松原彦八等は御手山仕出請負時代の下渡金支払等の滞りが、地元林業を不振に追いこんだことを体感してきた。そして再び交通事業を通じて山仕事の村々は、同じ構造上から生ずる負債の付けまわしを警戒した。かつて住民を抽出持に押し出した構造は、今度は抽出持への赴任を妨げている。だから王瀧村庄屋は助郷継続の条件として、御用通行の場合せめて経費保証としての前払い制を求めたのである。その結果どんな解答が得られたかは不詳だが、藩による困窮時の救済対策には農村全域を対象とした安全ネットが試みられた。

江戸時代後期は冷害に伴う飢饉が発生し、特に天明と天保の飢饉被害が

〔表30〕 和宮様御下向之節王瀧村江割付手伝人足数

年 月 日 (自~至)	出人足	日延人足 (人数×日数)	御荷物持届内容	御用向依頼主
文久元年	人	人		
8. 1 ~ 8. 3	3	9	贄川宿へ罷出福嶋宿ニ荷物持送	高家衆大沢右京大夫様御登り
8. 2 ~ 8. 4	19	57	福嶋宿へ罷出野尻宿ニ荷物持送	同上
8. 8 ~ 8.10	22	66	須原宿へ罷出上松宿より野尻宿ニ荷物持送	和宮様御下向御用目付松平備後守様御下向
8.23 ~ 8.26	43	172	須原宿へ罷出上松宿経宮越宿ニ荷物持送	勘定奉行小笠原長門守様御下向
9. 2 ~ 9. 4	70	210	福嶋宿へ罷出野尻宿ニ荷物持送	尾州御役々様御下向
9. 2 ~ 9. 5	27	108	福嶋宿へ罷出野尻宿ニ荷物持送	和宮様御迎御先達様御登り
9. 8 ~ 9.11	46	167	福嶋宿へ罷出野尻宿ニ荷物持送	和宮様御下向御用尾州御下向様御登り
9. 8 ~ 9.12	62	310	福嶋宿へ罷出野尻宿ニ荷物持送	和宮様御迎奉行酒井隠岐守様御登り
9. 9 ~ 9.12	29	116	福嶋宿へ罷出野尻宿ニ荷物持送	御下向御付係神保伯耆守様御登り
9. 9 ~ 9.12	26	104	福嶋宿へ罷出野尻宿ニ荷物持送	酒井隠岐守様神保伯耆守様御登り
9. 9 ~ 9.13	16	80	福嶋宿へ罷出野尻宿ニ荷物持送	酒井様并御下向御付尾州御役向様御登り
9.26 ~ 9.29	40	160	上松宿へ罷出仮建木材運搬	御下向ニ付御仮建并人馬小屋普請被仰付
9.27 ~ 10. 3	22	154	三留野宿へ罷出仮建木材運搬	同上
10. 1 ~ 10. 3	262	786	福嶋宿へ罷出野尻宿ニ荷物持送	御下向御迎え御徒初メ御役衆御登り
10. 2 ~ 10. 4	59	177	福嶋宿へ罷出野尻宿ニ荷物持送	若年寄加納遠江守様御登り
10. 2 ~ 10. 4	77	231	福嶋宿へ罷出野尻宿ニ荷物持送	御目付小倉但馬守様初メ御役衆御登り
10. 3 ~ 10. 6	119	475	福嶋宿へ罷出野尻宿ニ荷物持送	御目付小出中務様和田伝右衛門様御登り
10. 4 ~ 10. 7	85	340	福嶋宿へ罷出野尻宿ニ荷物持送	御留守居跡部伊賀様初メ御登り
10. 4 ~ 10. 9	12	84	三留野宿へ罷出木材運搬	御仮建并人馬小屋普請被仰付
10. 6 ~ 10.12	75	525	三留野宿へ罷出木材運搬	同上
10. 9 ~ 10.15	75	525	三留野宿へ罷出木材運搬并道普請	同上
10.12 ~ 10.18	72	504	三留野宿へ罷出仮建人馬小屋普請薪伐	同上
10.15 ~ 10.20	87	522	三留野宿へ罷出仮建人馬小屋普請薪運搬	同上
10.15 ~ 10.20	58	406	奈川村へ罷出薪伐并運搬	
10.17 ~ 10.28	10	120	上松宿へ罷出御仮建木材運搬	御仮建并人馬小屋普請被仰付
10.18 ~ 10.24	6	42	上松宿へ罷出御仮建木材運搬	同上
10.24 ~ 10.28	5	25	上松宿へ罷出御仮建木材運搬	同上
10.27 ~ 10.28	158	316	須原宿へ罷出上松宿ニ荷物持送	和宮様御通興ニ付御役々様御通り
10.28 ~ 11. 2	52	260	三留野宿へ罷出御本陣初メ御下宿工割在手伝相勤	和宮様御通興被為遊候
10.28	79	79	上松宿へ罷出手伝相勤	同上
10.27 ~ 11. 1	52	260	三留野宿へ罷出御本陣御下宿手伝相勤	同上
10.29 ~ 11. 1	174	522	上松宿へ罷出御本陣御下宿手伝相勤	和宮様御通興被為遊候
10.29 ~ 11. 1	130	390	女手伝人上松宿へ罷出御本陣御下宿手伝相勤	同上
11. 2 ~ 11. 4	115	345	上松宿へ罷出御手伝相勤	同上
11. 2 ~ 11. 4	130	390	女手伝人上松宿へ罷出御本陣御下宿手伝相勤	同上
11. 3 ~ 11. 4	70	140	上松宿へ罷出藪原宿ニ御荷物持送	和宮様御下向
11. 3 ~ 11. 4	50	100	上松宿へ罷出御荷物藪原宿の本山宿ニ持送	同上
11. 3 ~ 11. 4	52	104	三留野宿へ罷出上松宿ニ御荷物持送	同上
11. 3 ~ 11. 5	239	717	上松宿へ罷出御用宿手伝并前後之宿ニ御荷物持送	同上
11. 6 ~ 11. 7	15	30	宮越宿へ罷出福島宿ニ荷物持送	和宮様御下向御用尾州御役向様御通行

出所史料「文久元年 和宮様御下向諸記録 巻」(徳川林政史研究所所蔵)中の「文久元年 和宮様御下向被為遊候ニ付御迎衆中様御通興被遊候節御割付人足書上帳 王瀧村」(本誌45号52頁、拙稿より再録)

大きかった。山国で農地が少ない木曾山地方が飢饉に遭遇した場合、その対応には上からの救済援助政策が必要となった。次は天明飢饉時の王瀧村救済記録である。

覚⁽¹⁷⁾

一 御金貳拾両

右者糶種雜穀種物相調申度御拝借仕候

一同六拾両壹分銀七匁式歩

右者作食御拝借仕候

一 御金六拾八両銀八匁六歩

右者御救米四拾石御拝借仕候

一同百拾九兩貳分銀拾三匁六歩五厘

右者去ル卯十二月辰七月迄増夫食共ニ頂戴仕候

一同貳拾壹兩壹分銀四匁六歩

右者尾州御番請所江罷越候者共持路用頂戴仕候

一 御米七拾九石六斗五升

代文金七拾九兩貳分銀九匁

右者人数百三拾五人尾州御番請所江御伝被下置候人足一日米壹升

日数五十九日逗留申御手当積ニ御座候

御金高メ三百六拾八兩壹分銀拾匁

内

御金八兩三分銀拾匁

右者尾州御番請所江罷越候人足共夫食御引揚被仰付右之通御返上仕

候

残而三百五拾九兩貳分銀五厘

右者去ル卯年凶作ニ付御百姓共及渴命候処、夫食御手当御願申上頂戴

仕并種物代御救米作食御拝借等兼而御願申上候処、御憐愍之御慈悲

を以願之通被仰付被下置渴命相凌大勢之者共餓死人等も無御座重々

難有仕合存候、然処当年も又々卯年同様之凶作ニ者相違も無之候得

共、卯年之御振合ニ者御救等被下置間敷候得共、卯年之御救并御拝借

金等目当仕大概何分通りニ而御手当被成下候ハ、渴命為相凌可申哉御

尋被仰付候処、村役人共打寄候而考弁仕候卯年者諸国一統之凶作ニ

候得者口過キ等も一切無之候得共、当年者伊那郡松本辺者相応之世柄

之様相聞候得者、柚日用之持等も可有之与奉存候躰ニ御注文御本切御

山等も有之候而、夫食御手当之義者八分通り頂戴仕并御拝借金之義者

卯辰兩年之御振合ニ被為仰付被下置候ハ、如何様共相凌可申哉、尤夫

食御手当之義式分通り引候而者行届申間敷候得共、御百姓共冥加之程

も奉恐入候得共何卒出精仕御救等少ニ而も賢慮頂戴為仕渴命相凌かせ

申度奉存候得共、元来不調法成私共ニ御座候得者此上御憐愍之御慈悲

幾重も奉願上候

天明六年十月

御奉行所

この時に夫食御手当頂戴・種物代・御救米・作食拝借・冥加金減免等、

奉行所から受けた救済額が〔表31〕である。天明三年暮から同四年早春ま

で王瀧村への夫食・作食・糶種・御救米等の救済総額は、米一三五石三斗

八升二合、これを金に換えて三八五兩二分になる。この内一四八兩一分は

拝借米で、秋の収穫後天明頃は一〇年賦返済の筈だったが、しだいに返済

困難の状態が続いて事実上貸主は回収不能に追いこまれた。

一方夫食貸与は実態の史料が乏しいので、『地方凡例録』の貸与基準か

〔表31〕 天明年間 王瀧村夫食増手当

年 月 日 (自 ~ 至)	夫 食 作 食 救 米 増 夫 食					備 考
	給 米	同 左 換 金 候 分		同 左 返 済 分		
		石 斗 升 合	両 分 朱	匁 分 厘	両 分 朱	
天明3		20.				粃種拝借
同		60. 1.	7. 2.			作食拝借
同	40.	68.	8. 6.			御救米拝借
天明3.12. 1 ~ 4. 3.19	39. 7. 3.	51.	9. 2. 4			夫食頂戴
同 12.20 ~ 3.19	13. 4. 5. 2	16. 3.	6. 9. 4			夫食頂戴
同 12 ~ 7.		119. 2.	13. 5. 6			増夫食頂戴
天明4. 1.15 ~ 4. 3.19	11. 8. 2. 6	8. 3.	8. 6. 7			夫食頂戴
同 1.25 ~ 3.19	19. 9. 7. 4	27. 1.	6. 6. 9			夫食頂戴
同 5.25 ~ 7.30	10. 4.	14.	14. 7. 9			夫食頂戴
天明6		21. 1.	4. 6.			尾州御番請所人足手当路用夫食
同	79. 6. 5.	79. 2.	9.			尾州御番請所人足手当夫食
同 10.				8. 3.	10.	尾州人足手当分之夫食返済

出所史料「天明六～七年 王瀧村夫食并増手当記録 式」(徳川林政史研究所所蔵)
(本誌45号57頁、拙稿より再録)

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(下)

ら推測してみよう。夫食貸付は一六〇五九歳男性が二合扶持(一日玄米二合)、女性は一合扶持で、状況次第で粟・稗が準用されることもあった。その他の高齢者・年少者はすべて一合扶持だった。貸与はまず三〇日分で、その後認められれば三〇日宛再夫食・再々夫食の追加があった。返済は無利息で翌年から五ヶ年々賦、凶作で損耗率五分以上の時は一年延期された。金銭換算を使用する場合は、一・四・七・一〇月の米相場下米値段を用いた。王瀧村の場合天明三年の夫食貸与申請人一六三人、一戸当たり平均家族数五人、これを二人扶持一人半と一人扶持三人半として一戸当たり六合半と、三〇日分および世帯数一六三戸の積を求めると三一石七斗八升五合が一回分の夫食貸与額になる。しかし一日の夫食扶持一戸当たり平均六合五勺の一ヶ月分一斗九升五合が現物だったのか、天明四年の米価一升一〇〇文換算の文字金式分程の拝借金だったのかは不明である。

天明飢饉の約五〇年後、江戸時代の飢饉として天明と双壁をなす天保飢饉がおこった。その経過を順を追ってみていこう。それは天保四年に始まった。

乍恐奉願上口上覚^四

当年之儀誠ニ夏已来永湿ニ而山中一向暑氣無御座始終不順之氣候ニ御座候付、諸作大後レニ相成居候処急ニ冷氣罷成、御岳麓之村々者八月九日大霜ニ而田畑共ニ立枯ニ相成無寐至極之世柄ニ御座候、松本諏訪高遠所々之御領分同断之事ニ而誠之凶事ニ成切、本日入米等少しも無御座、六月末迄莫大之奉懸御苦労、御他領御懸合等夫々被成下其上多分之御拝借米等被仰付被下置、右之御蔭を以大勢之人數今日迄如何様共露命を相繫、御厚恩之程筆紙ニ難申上ニ付難有仕合奉存候、其上ニも田畑御見分御畝引極難之者共江夫食御救等迄奉願上候段、冥加之程奉

恐入勿躰至極も無御座候得共、斯様之大凶年ニ至候而者天災中々自力ニ而難相凌儀ニ罷成、御時節柄恐入候儀ニ者奉存候得共、御慈悲之程奉願上候外仕方無御座候(中略)

最早苟取致方も無之(中略)専蕨之根を掘松之皮を剥其外草木之根葉夫食可相成品者取稼、当冬之御上納相勤り兼候者共多有而途方ニ暮罷有候、右躰之者每宿村人数多分御座候而難凌至極ニ御座候得共、手ニ難及儀ニ御座候付実ニ重々奉恐入候御願ニ者御座候得共、右様之者共為御救格別之御憐愍を以、壹ヶ宿江御金百両宛拾壹ヶ宿都合千百両、壹ヶ村江御金八拾両宛拾七ヶ村江都合千三百六十両、宿村合御金式千四百六拾両無利御拝借候、御返上之儀者来午年分拾ヶ年賦ニ被仰付被下置候様偏ニ奉願上候、御慈悲之程不奉願上候而者不難ニ御上納往還御役等相勤、露命を繋如出来仕間敷不得止事右之通御慈悲之程奉願上候

天保四年巳十月

十一ヶ宿 役人連印
十七ヶ村

御奉行所

この飢饉に対する救済援助は露命を繋ぐばかりでなく、往還夫役を勤めるには不可欠と主張している。各村に八〇両宛を希望し、王瀧村の場合天明三〜六年に両に換算で三八五両二分(表31)、天保四〜八年に二〇二両一分(表32)だが、実際はそれを上まわった。同年王瀧村の援助救済を希望する戸数は、次のようになるが他の史料との間には齟齬もある。

乍恐奉願口上覚^(天保四)

当村御百姓共儀去辰年分不作ニ而引統当年者凶作ニ付困窮仕、元来山持を以渡世送り候者多御座候処、山持廃無是非村方ニ罷在蕨之根を掘り漸く今日を相凌申候得共、雪深く候得者掘れ不申、僅貯等者少しも

〔表32〕 天保年間 王瀧村夫食等拝借金

年月日	救済貸付金				夫 食 作 食					
	内返済分				米			稗・皮麦		
					石斗升合	両分朱	文	石斗升合	両分朱	文
天保 4.	53. 2.		35. 1. 2	1,883				56. 3. 4	35. 1. 2	390
5.12.27	55.									
12.29					12. 7. 5.	?				
6.	29. 2									
7.	35. 3. 2									
8. 4.	5. 2. 3				8. 2. 3. 4	20. 2.	500	皮麦 14. 5.	19.	
5. 9	11. 3	2,529	3. 1.	1,199						
5.24	8. 1.	278								
12. 9	4. 1. 2		3.	4,672						

出所史料「天保七八年 王瀧村困窮之者御手当筋覚帳 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)

「天保八年 王瀧村夫食御願書 松原記録」(同上)

「天保十年 王瀧村御救拝借其他留帳 松原記録」(同上)

(本誌45号63頁、拙稿より再録)

出来不仕及渴命ニ候者家数百式拾軒人数四百八拾九人、恐れ入至極之御願ニ者御座候得共格別之御憐愍御慈悲を以、夫食御手当被仰付被下置候様偏ニ奉願上候(後略)

天保四巳十一月

王瀧村庄屋 彦 八^印

組頭 仁左エ門^印

御奉行所

次は天保七年の史料である。

被仰付被下置候様奉願上候⁽¹⁶⁾

(前略) 来^(天保)ル酉年諸作仕付之節御百姓共給物一向無御座難澁仕候間、例年之通り倍増御作食御拝借被仰付被下置候様奉願上候、村々御案内被下置候通御作^(みのり)実法不申皆無同様之姿ニ御座候間、来酉年諸作種物一向手当無之者共多御座候間、依之自村役人共種物買調方いろく工夫仕候得共、金子才覚一向出来不仕候間御時節柄恐多御儀ニ者御座候得共、何卒此節種物代とし而御金式百六拾両御拝借被仰付被下置候様奉願上候、御憐愍を以早速御貸付被仰付被下置候得者此節種物調置度奉存候、来春ニ至り候得者銘々給仕舞種物一向無之候間、其節ニ差当諸作仕付之方便無御座必至難澁仕候、罷付不致候而者給金酉年費懇仕候共、米穀取揚無之候得者自然与餓死仕候間、厚御仁恵を以此節御拝借被仰付被下置候様只管奉願上候(後略)

天保七年申十月

(木曾)十三ヶ村

種物代拝借金として二六〇両の木曾谷十三ヶ村に対する貸付金の願で、一村当り二〇両の拝借になる。そして天保八年である。

乍恐奉再願口上覚⁽¹⁷⁾

追々奉御愁願候上郷中郷拾三ヶ村之儀者、被為御知合被下置候通り

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(下)

下地困窮之村方ニ御座候所、追々凶作打続去巳年今御救御拝借被仰付難有仕合ニ而、是迄如何様ニも夫々窮命相繫罷為候得共、又以当年大凶作ニ付必至難澁苦追申候間、奉不顧恐多をも奉願候間何卒御憐愍之御慈悲を以、左之通御手厚御賢慮被成下置候様奉願上候^(天保四)

去巳年今追々奉拝借候得共当年御返上之手段一切出来不仕候間、乍恐御貸^(かしお)居ニ罷成下置候様奉願上候

天保八年酉二月

(木曾)数原在郷今 岩郷村迄拾三ヶ村

御奉行所

中山道木曾路数原在郷から上田村までの上郷六カ村、それに続く黒川村から岩郷村までの中郷七カ村の合計十三カ村が、御救拝借金について返済期限が来たのに凶作の長期化によって返済が不可能なため、返済猶予(御貸居)を願った上申書である。(表32)によると天保四年の五三両から同八年の二九両まで二〇二両の救済金を借りたが、返済は三八両にすぎない。また夫食作食の借用は同じ期間に三五両から始まり不定期ながら七四両と穀類が交付された。

一方天明飢饉とは異なって天保飢饉の場合は、救済拝借金や夫食の戸別記録が残っている(表33)。先述した夫食交付規準に従うと、一戸平均五人家族として六・五人扶持(一日六合五勺)の三〇日分である一斗九升五合の米代は、天保六年の米価一升一一三文において二、二〇三文に相当する。これは天保七年の夫食申請戸数一六一戸の救済額平均金一分二朱と夫食銀一匁五分の合計二、四〇〇文に収まる。しかし天保八年には米価が高騰して一升一七四文になると、一年九升五合の米代三、三〇六文には収まらない。もっともこのような米価高騰の年は幕末の万延・文久期までは出

[表33] 天保8年 王瀧村上条郷御願人々別夫食拝借金等

戸主	困窮区分	家族数				夫食拝借金		施物						
		男	女	老人	小人	金	銀	米	粃	粟	稗	麦	味噌	
		人	人	人	人	人	分朱	匁分厘	升合	升	斗升	升合	升	升合
吉右衛門	極難	5	1	2	1	1	1.2	2.3.9						
清蔵	〃	4	1	1	1	1								
庄吉	〃	5	3	2										
平蔵	〃	5	1	3	1		1.2	2.3.9		4				
由蔵	〃	3	1	2			1.	8.9		3			5	
万之助	極々難	5	1	2		2	1.3	8.8						
吉左衛門	〃	5	2	1	1	1	1.2	1.						
半右衛門	〃	8	1	3	1	3	2.2	9.8						
三栄院	〃	6	1	3	1	1	1.3	3.1.1						
六左衛門	〃	4	1	2	1		1.1	1.6.1						
六兵衛	〃	5		3	2		1.2	1.5						
作蔵	〃	5	1	1		3	1.2	2.3.9						
政七	〃	6	1	1	2	2	1.3	3.1.1						
為次郎	〃	3	1	1	1		1.	8.9						
清吉	絶窮	7	2	1	2	2	2.1	2.4.4						
半左衛門	〃	8	1	1		6	2.2	9.8						
亀八	〃	5	1	2		2	1.2	2.3.9						
惣八	〃	8	1	1	1	5	2.2	9.8						
和平	〃	5	1	1	1	2	1.2	2.3.9						
金左衛門	〃	6	1	1		4	1.3	3.1.1						
助蔵	〃	6	3	2		1	2.1	1.5		2				
嘉左衛門	〃	3		2	1		3	2.3.4				5	2	1
伝左衛門	〃	2		1	1		3	5						
彦之丞	〃	5	2	3			1.3	8.8						
助左衛門	〃	3	1	1		1	1.	8.9						
けさ	〃	2		1		1	2	1.5.6						
きく	〃	2		1	1		2	1.5.6						
ふり	〃	2		2			2	1.5.6						
万右衛門	極々難	6	2	1	1	2	2.	1.6.6						
清作	?	5	1	1	1	2								

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(下)

出所史料「天保8年 王瀧村夫食御願書 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)

「天保7年 王瀧村困窮之者御手当筋覚帳 松原記録」(同上)

「天保～慶応 諸御救書留 王瀧村」(同上)

(本誌45号65頁、拙稿の一部より再録)

現しなかった(表37)。御救拝借金や夫食交付は生活保証に対する公的資金の財源設定を意味するもので、困窮者を救済するに十分な額が用意されたものではない。一方受給者も施策に感謝しながら返済は滞り(表32)、かつその猶予を願ったのであった。

乍恐奉願口上覚⁽¹⁸⁾

去申年未曾有之大凶ニ付米穀諸品高直而已候付、畢竟買米仕来候伊那

松本辺の出来更ニ無御座実驚入無扱種々御歎願奉申上候処、格別之御

慈悲を以尾州御表の御手厚御達被成下置夫食御手当并御金等莫大御救

拝借等被仰付候、御蔭を以如何様共飢渴相凌御役等相勤相続仕候段自

力ニ而者逆茂難行届、御米金 御上様厚御憐愍御手当銀拝借等之御救

筋を以是迄如何様共露命相救参候段、御国懸冥加至極重々難有奉存知

候、依之当九^(天保九)年賦御返上等ニ被仰付候御金筋御座候ニ付候得様共、

為賄御返上可仕得心当節の右請合仕候処是迄如何様而已茂露命相続仕

候儀ニ者御座候得共、銘々取持之田畑家財衣服諸品ニ至迄悉く売拂、

或者質物等入置多分他領入穀之場所被売買、右価を以米穀買入飢渴相

凌候迄之御儀ニ而當節ニ相成候而茂、諸色直段引下ケ不申巳年凶作之節

の者當節之直段都而高直ニ御座候仕合専以返上不仕、手立無引続仕候

而茂出来不仕奉恐入候、御金前預之仕合此上之所者、乍恐 御上様之

厚御仁慈を以御拝借候御返上之分々ケ年都而年延ニ被成下置、當節危

急為相凌宿相続仕候様、御憐愍之御下知偏ニ奉願上候

(天保九年)

(王瀧村庄屋松原彦八)

(御奉行所)

田畑が少い木曾山では冷害があれば飢饉に通じ、自力更生が厳しい村々にとつては藩の救済対策は生計再生の糧になった。但しそれは林業再建へ

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(下)

の手だてよりも、中山道往還維持体制である助郷夫役援助の性格が強かったと推測することも否定しがたい。したがって救済受給者は返済に際し猶予(年延)を訴え、一方役所側にも恩情をもつて対応せざるを得ない事情を察するのも難くないのである。

(四)農村としての経済

① 小農経済

江戸時代の一般農民は兵農分離政策により中世の荘園体制から、兵役を初めとする夫役や農業経営上の下人的束縛を解かれ、石高年貢制下の貢納負担さえ果せば戸主として独立できた。そして徐々にではあるが農業生産性も上昇し、家族労働で定額年貢石高の上納と世帯内食糧自給の実現を遂げる自営農家が農村の標準となる時代が到来した。これは海岸平野等の様に農地拡大からではなく、幕末には生産性向上の結果であることは、一戸当たり平均世帯員数の減少からも推察される。例えば木曾王瀧村におけるその数値は、享保九年六・三二人(「諸事ノ出覚帳」、宝暦七年六・〇四人(「吉蘇志」、天保八年五・二五人(「調書上帳」、万延元年五・三五人(「家人数書上」となり、さらに王瀧村八郷の中心である上条郷に限定した慶応二年の上記数値(表34) 原史料)は四・五七人だった。この四・五人という数値は、速水融氏がかつて信州諏訪の調査で算出した価と偶然一致し、農業生産が家族単位になった最小の効率的状態だから、これ以上は下がることはないという。

さらに(表34)に上条郷の戸別穀作産高を示したが、ここでは木曾は山国で水田が少いため米穀はもとより、雑穀をこまめに作付けており、当時

[表34] 慶応2年 王瀧村上条郷家族数・穀類人別産額

戸主	家族数			穀類産高							
	老人・ 障害者	年少者		米	稗	粟	蕎麦	大麦	小麦	大豆	小豆
	人	人	人	石斗升	石斗升	石斗升	石斗升	石斗升	石斗升	石斗升	石斗升
松原彦右衛門	7			20.	8.	3.		8.			
由蔵	2	1		1.5.			2.			1.5	
助左衛門後家	2			8.	1.		2.			1.5	
謙司	8	1	4	5.2.1			2.			3.	
喜七	5		2	2.3.	5.	2.		5		2.	
孫七	3	1		1.4.	1.5	3				3.	
亀右衛門	4		1	12.	6.		2.			3.	
太市	4		1	6.			2			8	
太郎兵衛	3		1	1.9.7	4.	1.	2.	2.		2.	
文助	5		1	6.9.	5.	2.	3.	4.		3.	
孫兵衛	4	1		11.3.	8.		3.			3.	
熊吉	4		2	3.	2.5		5.				
太七	5		2	1.3							
清八	5		2	3.	3.		3.			1.3	
吉左衛門	3			2.8.	3.		3.	6.			
清蔵	4	2		1.3.	5.	3.					
平作	5		3	2.		1.				2.	
忠七	5		2	2.7.5	3.2	1.5	2.	1.5		4.	
久次	3		1	5		5.					
弥十	3			1.	2.		1.				
市左衛門	4		1	3.8.	1.	5.	6.	3.		6.	
清吉	3			5.	2.	5.	3.			3.	
次郎吉	6	1	1	2.4.	1.2.	4.	5.			6.	
彦吉	6	1	3	1.9.	5.						
助蔵	3		1								
富八	4	1		2.5						1.	
為八	7	2	3	5.7.	5.	1.	1.			4.	
安兵衛	2			5.		4.		1.			
忠五郎	4	1		5.6.	3.	2.	3.	6.		8.	
八郎治	10		3	14.	2.	2.	5.	1.		1.2.	
徳蔵	5	1		2.9.	1.5.		5.				
初蔵	6	1	2	4.	1.2.	1.	3.			3.	
金左衛門	3	2	1	5	2.	3				2.	
金治	3		1	1.	7.5		2.5	2.			2
定右衛門	4	1		9							
長次郎	8	1	4	6.5	1.2.		2.	1.			2
藤左衛門	6	1		3.1.	1.		3.	2.			1
半左衛門	6	1	3	5	2.					2.	
三治	2			1.	1.	8	2.5			2.3	
友八	6	1		1.3.7	1.5.	5.				4.	
金蔵	5	4		9.3.	1.5.	5.	1.			5.	1
利右衛門	4		1	5.6	9.	1.	4.			2.5	
和平	4	1		1.5	2.	2	2.5			5	
権次郎	7	1	2	13.3.	4.		2.	2.			1
安吉	3	1		1.6.5	3.	1.5	1.		8	1.4	
智勝坊	4	1		1.7.7	1.		1.2			1.6	1
庄太郎	5		2	5.							
清作	8		3	1.7.9	1.2.	2.				2.2	
文之助	2			6.	7.	3	2.5			2.3	
平均(人/戸)	4.57										

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(下)

出所史料「慶応二年 有穀銘々調書上覚帳(王瀧村)上条組」(徳川林政史研究所蔵)

の農家はまず主食の自給が目標だったようである。しかしその先は商業的農業の兼業着手等へ必ずしもむかうとはかぎらず、特に木曾は山仕事が生業だったのでとりわけこの傾向が強く、つぎに信州の山村で普及していった養蚕について同村の状況をみよう。

② 養蚕

享保九年の史料「諸事ノ出シ覚帳 王瀧村」には「真綿壹貫百七拾壹匁式分 古来ノ下綿ニ而納申候 是者御巡見衆江不申上候」とあって、当時の養蚕は高級品ではなく地元消費用であった。しかし幕末になると次章でふれるように輸出用生糸の生産にむけて養蚕が広がり、拡張する桑畑の垣杭として立木を伐採した。

乍恐奉願口上覚⁽¹⁸⁾

当村之義切畑最寄之垣杭ニ仕候木品木種尽当村不自由ニ御座候所、此度桑植広ケ申度御座候ニ付右場所ニも垣不仕候而者一反之蚕桑生立不申候得共、垣杭ニ仕候木とりニ迷惑仕候ニ付乍恐栗松木垣杭ニ本伐仕候儀乍恐被下置候様奉願上候、左も無御座候而者田畑鹿垣之類者勿論桑之垣共ニ難義仕候付御願申上候、此度被下置候而入用之節木数致申付御願被申上候(後略)

天明元年丑九月

御奉行所

覚⁽¹⁸⁾

(松原)彦 八
(以下人名略)

一 栗木壹本 本口壹尺五寸

三 沢 市 三 郎

一同 式本 本口式尺
同 式尺三寸

同 左 京

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(下)

一同 三本 本口壹尺
同 壹尺壹寸 諸村 徳次郎
同 壹尺貳寸

一同 三本 本口八寸
同 九寸 上条 勘右衛門
同 壹尺

一同 壹本 本口式尺五寸 崩越 孫右衛門
メ拾本

右者桑植付申候畑之垣ニ相成立木生立不申、生立本切仕度奉願上候この種の記録は他にも多く存在するので、この頃になると村内各人の間で養蚕への参入が増加したようである。時代はずれるが明治四年夏蚕にあたって種紙仕込の配当数の記録がこれを裏づける(表35)。最後に生糸の取引はどうなっただろうか。

覚⁽¹⁸⁾

一 生糸百四拾五斤 但壹斤壹両三分式朱かへ^(替)
此代金式百七拾壹両三分式朱也

一同 百九斤式分五厘 但壹斤壹両式分三朱かへ
此代金百八拾四両壹分ト六匁五分六厘式毛

一同 九拾七斤壹分式厘 但壹斤壹両式分式朱かへ
此代金百五拾七両三分ト四匁式分

一同 三拾壹斤 但壹斤壹両式分かへ
此代金四拾六両式分也

合金六百六拾両式分ト三匁式分六厘式毛

内

銀拾貳匁四分壹厘貳毛 商館員取高不足勘算^(換)
 金三拾三兩ト壹匁六分六厘 口銭
 金壹兩貳分也 商館下男三人江心付之分高橋屋へ相渡ス
 残壹貫三百五拾六文 神奈川夕駄ちん商館持返し輕子
 共同人へ渡ス

引メ金六百貳拾五兩貳分ト六匁八分九厘

此洋銀八百四枚ト壹分拾四匁七分貳厘

右者英人テーセム江売渡代金書面之通相渡申候以上

(安政六年)
未十月十五日

(王瀧村庄屋)
松原彦八殿

海屋久治郎印

ところでさきに本誌旧号拙稿(五十一号、三三頁)において、木曾山地方で木綿機織が女性達によってなされ、綿布御役銀が課されたことを指摘した。しかし当時尾張藩では木綿の場合、寛政の改革で綿会所を設けて専売制にしていた。

題欠^(題)

今度於 御城下綿会所相立、延商ひ相觸候得者在ニ於て者米延商ひ同様相心得、右延綿商ひ筋にたつさはり候儀一切致間舗候(中略)若右綿延商ひ筋ニたつさわり候者於有之者、急度答可申付者也

(寛政六)
寅二月

これに対して生糸の場合は、江戸時代白糸と呼ばれる良質の生糸は中国からの輸入品だったが、幕末の開国以来急速な技術イノベーションの結果、その商品価値は国際的高級品の評価を得るに至った。さきの生糸売渡手形記録「寛」によると、生糸の流通路は産地王瀧村から売込商海屋久治郎によって横浜へ、そして横浜の貿易商イギリス人チームスによって欧米

〔表35〕 明治4年 夏蚕種紙王瀧村請組へ配当高

村内郷名	配当人数	夏蚕種紙				同左計	金銅二替	
		出数	同左税	半取数	紙代		両分朱	貫文
上条	6	3.1.5	9.6.7	7.	7.6.3	17.3.	1.	626
下条(諸村)	8	3.1.8	9.7.6	8.	8.7.8	18.4.8	1.	414
三沢	17	7.4.	21.6.3	17.	18.5.3	40.1.4	2.2	453
二子持	12	4.4.1	13.5.4	12.	13.8.	26.6.2	1.3.	64
崩越	9	3.8.	11.6.7	10.	10.9.	22.5.7	1.2.	13
淀地	11	4.7.4	14.5.5	11.	11.9.9	26.5.4	1.3	52
合計	63	26.6.8	80.8.2	65.	71.6.3	151.6.5	2.1.2	1.622

出所史料「明治四年 夏蚕種紙書類 松原文書」(徳川林政史研究所所蔵)

〔表36〕 安政年間 王瀧村松原彦八生糸売渡手形決算の一例

年月日	生糸出荷高	生糸売上額	同左内訳				買付人		
			口銭	商館渡雑費	受取金	仲買人	輸出商		
安政 6.10.15	382.37	660.2	33.	1.6.6	1.	87.2	625.2	6.8.9	海屋久次郎 (英)テーセム
6.10.18	273.	515.2	25.3	1.5.	2.	16.5	488.2	4.5	海屋久次郎 (米)ホーストル
6.10.19	292.99	556.3	27.3	5.5.9	—	—	529.	1.2.2	海屋久次郎 (英)テーセム
6.10.21	95.	160.1	8.	9.4	1.	8	151.3	2.2.1	海屋久次郎 (米)ホーストル

出所史料「安政六年 生糸売手形(状) 松原文書」(徳川林政史研究所所蔵)

市場へと輸出された(表36)時代があったが、その後諏訪をはじめとする信州各地とは異なり、桑畑適地が少ない木曾では養蚕はさほど拡大せず、林業の将来に期待するようになっていった。

③ 米価

次の〔表37〕は、享保十年から慶応二年までの尾張藩内年貢米価格を整理したものである。数値は年貢米の値段を一两当たりの買付量で示すが、反対に一两を買付米量で除すと二石当たりの米価になる。約一五〇年間にわたる中で、天明・天保期の一時的米価高騰(一两当たり買付可能量の低下)の原因は冷害である。

乍恐奉願口上覚⁽¹⁸⁵⁾

当年至而大凶作ニ付米穀払底ニ而追々相場高値ニ罷成候、就中松本辺伊那領殊之外引上り其上木曾内江入米一向無御座候、美濃江茂至而払底之様子ニ而入米も戒禁ニ御座候故別而高値ニ罷成候、猶又金銭等多分持出も甚以難渋至極ニ奉存候、然処当御年貢御値段之儀右之相場ニ准し、以御値段被仰付候而者一統之者共誠ニ迷惑至極ニ奉存候、仍而奉恐多御願ニ者御座候得共拾三ヶ村江相場御存分を被下置候上、余分壹斗五升程被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、厚御憐愍を以一統御救被為思召願之通り被仰付被下置候段奉願上候

(天保七年十月)

(御奉行所)

(藪原在郷分) 拾三ヶ村
岩郷村迄

斯くのごとく救済の上申であるが、この件よりもっと深刻なのは弘化・嘉永・安政・文久の冷害による飢饉時と重なる幕末の物価高である(表37)。米価はまた食糧需給問題の他にも物価の指標を示すものであり、正

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(下)

貨発給高と連繋し、正貨管理機関たる幕府の行政下で操作もされている。これ以上の要約は目下の筆者より適切な指摘を専門家に賜わることにした⁽¹⁸⁶⁾。

④ 山村経済と王瀧村庄屋松原家

山林資源や労働環境の変化および物価高の時代、当事者はあらゆる金策の手段を講ずるにいたるが、順を追ってみていこう。まず助郷村への援助金拝借である。

奉拝借御金之事⁽¹⁸⁷⁾

一文金九兩	上田村
一同 九兩	原野村
一同 拾兩	黒川村
一同 拾五兩	岩郷村
一同 拾兩	三尾村
一同 貳拾貳兩	黒沢村
一同 貳拾貳兩	王瀧村
メ文金九拾七兩	

右者当夏中御用御通毎度々寄人足ニ罷分相勤之処、諸品高値等物入多借金重り困窮村々之儀難儀仕候処、当七月委細願書ヲ以右七ヶ村ニ御拝借金三百兩無利拾ヶ年ニ奉願候処、御吟味之上此度七ヶ村江九拾七兩無利十ヶ年符ニ御拝借被為仰付難有仕合奉存候、別右御金九拾七兩御渡被下置奉請取候夫々配当仕候、取統御役等相勤候様ニ可仕候、御返上之儀者来ル勿辰兩年拾兩貳分宛、巳年〇子年迄者九兩貳分宛而極月上日迄ニ急度御返上納仕少茂滞申儀仕間敷候(後略)

延享三年寅十一月

王瀧村庄屋 彦右衛門

(他六名略)

次に安政五年に王瀧村庄屋松原彦八が自己の才覚で集めた資金は如何
 だったろうか。

(一ヶ年家内出入高)⁽¹⁸⁾

援助の目的は「御用御通毎度々寄人足ニ罷分相勤之処諸品高値等物入多
 借金重り困窮村々」が対象なので、往還助郷役支援であり、無利子一〇年

借用金

一金五拾両

福嶋 御用連所

返済と優遇条件なのも御奉行所の公的資金の故だろう。七カ村の意味は木
 曾中郷七カ村かとも思ったが、上郷の一部も入っていて中郷とは一致しな

(他六口 貳百四拾三両)

一金五拾両

同 御勘定所

い。

年 度	金1両ニ付 米ノ分量	金1両ニ付 銭換算高	年 度	金1両ニ付 米ノ分量	金1両ニ付 銭換算高
	石斗升	貫 文		石斗升	貫 文
文化12	1. 1. 7	7. 48	弘化2	6. 5	6. 600
13	1. 1.	7. 100	3	8. 9	6. 600
14	1. 1. 1	7. 48	4	8. 1	6. 500
文政1	1. 2. 5	7. 200	嘉永1	9. 2	6. 500
2	1. 3. 6	7. 200	2	7. 9	6. 500
3	1. 2. 2	6. 200	3	6. 5	6. 500
4	1. 1. 6	6. 200	4	8.	6. 500
5	1. 1.	6. 600	5	7. 8	6. 500
6	1. 1. 8	6. 800	6	8. 3	6. 500
7	1. 1. 6	6. 900	安政1	7. 6	6. 500
8	7. 9	6. 800	2	8. 5	6. 600
9	1. 8	6. 800	3	9. 6	6. 700
10	1. 4	6. 800	4	6. 9	6. 700
11	8. 7	6. 800	5	5. 9	6. 800
12	1. 1	6. 700	6	6. 1	6. 800
天保1	8. 6	6. 700	万延1	4. 9	6. 600
2	9. 7	6. 600	文久1	5.	10.
3	8. 8	6. 600	2	4. 9	10.
4	5. 3	6. 700	3	4. 4	10.
5	8. 6	6. 700	元治1	4. 4	10.
6	7. 1	6. 700	慶応1	2. 2	10.
7	4. 3	6. 700	2	1. 1	7.
8	5. 9	6. 700			
9	5. 6	6. 748			
10	1. 7	6. 748			
11	1. 6	6. 748			
12	1. 6	6. 900			
13	1. 8	6. 800			
14	9. 2	6. 800			
弘化1	8. 6	6. 700			

[表37] 尾張藩内年貢米値段及錢相場

年 度	金1兩ニ付 米ノ分量	金1兩ニ付 錢換算高	年 度	金1兩ニ付 米ノ分量	金1兩ニ付 錢換算高	年 度	金1兩ニ付 米ノ分量	金1兩ニ付 錢換算高
	石斗升	貫 文		石斗升	貫 文		石斗升	貫 文
享保10年	1.4.5	4.200	宝暦5	9.	4.312	天明5	1.4.	6.608
11	1.5.8	4.300	6	1.2.6	4.800	6	6.4	5.800
12	1.6.3	4.800	7	1.1.	4.164	7	7.9	6.8
13	1.7.	4.900	8	9.8	4.439	8	1.	6.100
14	2.2.1	5.100	9	1.2.4	4.388	寛政1	1.4.	6.
15	2.5.1	5.100	10	1.3.5	4.300	2	1.2.8	5.848
16	1.4.8	5.200	11	1.5.4	4.448	3	9.4	5.578
17	1.2.1	5.200	12	1.2.3	3.969	4	1.1.	5.872
18	1.4.9	5.200	13	1.9	4.	5	1.6	6.17
19	1.5.5	5.	明和1	1.1.7	4.32	6	1.2.6	6.32
20	1.7.9	4.800	2	1.1.	4.124	7	9.3	6.200
元文1	1.9.3	5.	3	1.1.4	4.60	8	1.2	6.300
2	1.9.	4.748	4	1.1.2	4.80	9	1.9	6.400
3	7.4	2.620	5	1.1.	4.164	10	9.4	6.448
4	1.1	2.800	6	1.8	4.700	11	1.7	6.564
5	8.2	2.986	7	1.1.2	4.978	12	9.6	6.800
寛保1	1.1.5	3.713	8	1.2.9	5.170	享和1	1.5	6.900
2	1.2.4	4.	安永1	1.3.1	5.124	2	1.	6.900
3	1.5	4.248	2	1.3.2	5.400	3	1.1.8	6.800
延享1	1.1.	4.400	3	1.2.	5.248	文化1	1.2.4	6.800
2	9.8	4.400	4	1.1.5	5.460	2	1.3.3	6.700
3	1.	4.748	5	1.1	5.600	3	1.4.3	6.848
4	1.7.	5.48	6	1.2.3	5.600	4	1.1.	6.900
寛延1	1.1.9	4.583	7	1.3.	5.792	5	8.4	6.948
2	1.9.	4.400	8	1.2.3	6.8	6	1.9	7.48
3	1.2.4	4.400	9	1.2.9	6.516	7	1.2.1	7.248
宝暦1	1.3.6	4.400	天明1	1.1.7	6.588	8	1.1.	7.150
2	1.6.1	4.400	2	1.1	5.807	9	1.2.7	7.100
3	1.3.8	4.424	3	7.3	5.853	10	1.1	7.100
4	1.1.1	4.472	4	9.8	6.224	11	1.1.5	6.748

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(下)

出所史料「御年貢御直段錢相場之事(松原諸書留)」(徳川林政史研究所蔵)

(他四口 百四拾三両)

一金拾五両

同 殿様御請金

(他二口 百貳拾貳両)

一金拾五両

同 小野秀左衛門

一金拾両

同 永井要左衛門

一金五拾両

同 藤沢平次

一金五拾両

同 小野久助

一金貳拾五両

上松 田中善助

一金百両

同 家高藤左衛門

一金拾両

瀧 右兵衛

一金四拾五両

下村藤三郎

一金貳拾両

胡桃沢惣七

一金五拾両

村 金

一金三拾両

村方七里金

一金五拾五両

松原八百助田所

一金三拾両

借入売 糸代相払可申

小計金千百拾三両

無 尽

一金六百両

自分五百両請

(他貳拾七口 千六百貳拾壹両)

小計金貳千四百五拾壹両

年限売田所

一金七拾五両

(田一枚)

(他七口 貳百四拾六両)

小計金三百貳拾壹両

惣メ金三千八百八拾五両

各種資金借入組織がある中で、ここにある御用連所・御勘定所の具体記録は未見だが、江戸馬喰町に設けられた全国の宿場助成貸付金組織である江戸御役所屋敷の事業を木曾谷は嘉永六年に利用した。助成金は百五拾五両を拝借年限十カ年利足年割だった。他にも江戸芝山内にある寺院真乘院より木曾谷在方村々は、支援金貳百両を「利足百両ニ付一ヶ月壹両宛当五月拝借七月元利返済之筈」で借用した。こちらは一年間借りると百両の利足は拾貳両だから江戸馬喰町御役所より高率となる。もつとも真乘院と木曾谷の関連は不明だが、本山増上寺と藩主徳川家の関係かも知れない。この史料では無尽にも関わったとあるが、最後に田畑の年符(限)売すなわち田地書入による借用金がある。

年符売渡し申田地之事⁽¹⁹⁾

一田貳枚 但御年貢米壹斗五升也

此金拾貳両也 (請戻ス)^(赤字)

右之田地来酉年拾ヶ年之間其元江売渡し申所実正也、来酉年御年貢諸役其元御勤可被成候、尤右年限之内ニ而も右元金拾貳両其元江相払候ハ、田地御戻し可被下筈、相極売渡し申候、為後日証文仍而如件

文化九年申十二月

松原 彦八

(徳沢)惣左衛門殿

[表38]は文化・文政期の王瀧村庄屋松原家が行った田畑年符売(年限売・入質)と永代売(売却)の例である。後者については幕末慶応の松原家永

代売の記録になるが、これが当家所有地の如何程の割合なのかは不詳である。

(諸品売揚)覚⁽¹⁹⁾

一金百三拾両也
 一金拾両也
 田所売払代金
 畑壹枚売代金

^(上松宿)家高 伊八

〔表38〕 王瀧村松原家関係売渡田畑等

年月日	田地等面積	売渡代金	備考
	反畝歩	両分朱	
文化 6. 2	田 9.	10.	年符売 請戻ス
同 9.11	屋敷 1.28	4. 3.	年符売 請戻ス
文化 9.12.	田 8. 2.	7. 2.	年符売 請戻ス
同 9.12.	田2枚 8.	8. 2.	年符売 請戻ス
同 11. 3.	田2枚 12.	12.	年符売 請戻ス
文化 11. 3.	上田 2. 9	3. 3.	年符売
同 6. 14	上田 6. 14	11.	年符売
同 4. 10	上田 4. 10	6. 1. 2	年符売
文化 11.12.	田 8. 2.	8. 2.	年符売 請戻ス
同 1. 10	中田 1. 10	4. 2	年符売
文化 14.12.	板蔵 4.	4.	永代売
文政 1.12.	松林 1.	1.	永代売
文政 3. 9.	屋敷 1.28	}	永代売
同	上畑 2.10		
同	上畑 22		
同	上畑 16		
同	上畑 21		
同	上畑 1.20		
同	上畑 27		
文政 12.12.	中畑 2.19	8.	永代売
天保 2.12.15	上田	15. 3. 2	永代売
慶應 1. 8.21	田 9.	100.	年符売

出所史料「嘉永四年 王瀧村家数人数書上其他 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)
 「慶応元年 金銭請拂帳 王瀧村松原彦右衛門」(同上)
 (本誌45号70頁、拙稿より再録)

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(下)

一金四両貳分也
 一金三拾八両壹分一朱三百拾九文
 諸屋舎せり売代金
 一金七両貳分式朱三百三拾文
 右同断
 一金三両貳分式朱三百七拾壹文
 右同断
 一金廿八両貳式朱三百三拾文
 諸色相對売代金
 一金百六拾両
 家屋敷売払代金
 一金拾七両
 当年取揚糶七石九斗之内
 返済相渡残六石八斗売払
 代金 但兩米貳斗替

メ金三百九拾九両三分ト壹貫三百五拾六文

かくて尽山化による、御用仕出・御手山仕出の減少、依頼主による同請負人への下渡金未払に加え、度々の飢饉による村々の疲弊は、林業による再生・起業環境を厳しいものにし、御用仕出であれ御手山仕出であれ、元伐仕出を請負ってきた在方指導層で素封家たる庄屋層の経済基盤を追いつめた。王瀧村の場合、かつて本伐請負を手がけてきた庄屋松原家は、資金繰りのため不動産等をしていに入質・売却していった。在方村役の生活史をそのまゝ、幕末社会経済史の一齣とみることを、あながち短絡的と排することもできないのではないだろうか。

乍恐御歎願奉申上候御事⁽²⁰⁾

当村庄屋松原彦八曾祖父彦右衛門儀、其節迄者田所等も余程所持罷在候ニ付、家財売払田所質物ニ仕借入金段々繰替置、御歎願奉申上候処一向御下ヶ金無御座、倅彦右衛門代ニ至り利銀等も賄ひ方不行届、質入之田所等金主方江相渡申候ニ付、年々之飯米不足仕買入方取計候付、追年借財相増当彦八先代ニ而弥大借罷成、売残候家財田所等迄悉相払先祖ノ所持仕候御除地等迄も質入ニ仕難洪至極仕候(中略)

諸向借用金返済方手段無御座、最早村内締筋も付兼候付退役逼塞可仕之外手段無御座旨申出し、村中一統迷惑至極仕候付同人成立筋弥々申合仕候得共、同人儀極困窮之中ニ而も凶歳等之節者格別之心配仕、村内絶窮之者共江夫々手当筋も仕万事实意を以相勤候付、村内納り方も宜敷一同安心罷在候処、右之次第ニ而村中一統誠々以当惑仕段々申合仕候得共、御時節柄右御山方残金御下渡方御願奉申上候(後略)

安政三年辰十一月

王瀧村組頭 仁右衛門

御奉行所

同村方惣代 惣 七

乍恐奉願上口上覚⁽¹⁸⁾

当村庄屋松原彦八儀追々困窮仕凌方無御座ニ付、当人親類并私共立入夫々取調仕候処、格外之大借ニ而田畑山林とも追々売払候付、前節所持罷有候分不残相払候而者役筋も勤り悪く為躰、村方おゐても迷惑至極仕且当人儀も由緒有候家筋ニも御座候ニ付、絶家同様罷成候儀誠以氣之毒歎々敷奉存候付、私共段々申合家財等も要用之分残し置、其余之品々持馬等迄相払候而も借財金半数之価も無御座、親類取替之分者全而捨り、村内夫々借入候分無利永年賦ニ相願候儀ニ付、此上者最早御憐愍筋奉願上候之外方便無御座、何共願上兼候得共当人在役以來村内争論等之儀も夫々申詮村内ニ而事済取計、且 御上様御用向等も被仰付相勤候者之儀ニも御座候間、前条難渋之次第深御賢慮被下置(中略)右奉願上候通、別段之御仁恵を以御免被為仰付被下置候ハ、村中一同重々難有仕合ニ存上候以上

安政四年巳年十二月

王瀧村組頭 仁右衛門

御奉行所

同 惣代 和 吉

両史料を通じて浮上してくるのは、王瀧村庄屋松原家が書入田所の流亡・家財の処分等経済的に追いこまれ、ついには伝来の庄屋役辞退の危機にいたった状況である。しかし松原家がこうした事態に至ったのは、当家の経営の失策でもまた個人的な無分別によるものではなく理由は他にあって、庄屋松原家を信頼している村民は、役所に格別の配慮を願出たのであった。それはまた村内に止まらず木曾谷内隣村の三尾村・黒沢村からも松原家庄屋役安堵の歎願書が出された。

題欠⁽¹⁹⁾

王瀧村奉願上候通松原彦八儀追々困窮ニ罷成、数代相勤来り候庄屋役も難勤次第ニ相成氣之毒至極之儀ニ御座候、同人儀是迄勤方之儀も専実意を以相勤候付、村方納り方も宜敷乍恐御用向之儀も無不参相勤、村々申合等之儀ニ付而も模通筋相成、隣村迄も為筋罷成候者ニ御座候付、如何様ニも為取続庄屋役為相勤度奉存候間、右村一同奉願上候通格別之御憐愍を以御救山被仰付被下置候様仕度奉願上候(後略)

辰十一月

三尾村庄屋 原 昌平

同 組頭 金助

黒沢村庄屋 原伝兵衛

同 組頭 寅吉

(御奉行所)

かくて山林資源問題と逼迫する藩財政を背景に、在方にあつて底辺から村役として行政の一端を担うと共に、村方共同体の中心でもあつた庄屋層の困窮は、幕藩体制の根幹に関わる矛盾を露呈するものであり、見方によつては幕末史を埋める重要な一齣であつた。

五 結 語——山村にみる江戸時代考——

江戸時代とは近代に先立つ社会だが、近代とは明らかに多くの異なる点をもった社会でもある。その社会を以前のように封建社会と呼ぶことを、定義のあいまいさの故に無条件で使用する歴史家は今日小数派になってしまったが、新たな呼称の模索は別として、前近代社会である江戸時代を通して近代社会が形成されたことは疑いない。この史実は歴史家に止まらず多くの人にとって興味ある課題である。そして近代化の前提条件を江戸時代の中に見出そうと試みたり、反対に近代化は江戸時代が終った後でなければ実現しなかったとし、その疑問を解いたりすることは、江戸時代と近代社会の関係を考える上で多くの手がかりを得ることになる。本稿を終えるにあたりあらためて現行江戸時代研究の復習を通して、この問題を考えてみたいと思う。

まず江戸時代領主制の根底をなす年貢制度には石高制が採用された。これは一筆ごとの農地を太閤検地に測源をもつといわれる検地によって算定し、その規定比率の年貢高を検地帳に登録された耕作人が上納するものであった。しかし年貢量を比率まかせにしているのは、天候等年ごとの変動による作柄較差への対応は不可能なので、その都度損毛を坪刈りや検見によつて控除する畝引検地の処置がとられた。しかし手間と経費を要するこうした方法は、享保以後過去の一定比率に固定する定免法に落ちついた。これと並んで重要な制度に兵農分離がある。領主の家臣たる武士は城下への集住を義務づけられて知行地から離され、知行は俸禄米を支給される制度(米切手を受けとる俸禄制)になった。一方農民側は刀狩制によつて農民身

分に位置づけられた。中世の荘園制度で開墾等を行った土豪から軍役を初めとする種々の夫役を課された下人は、この時以来旧来の束縛がなくなり農業に専念できる身分になった⁽¹⁵⁾。

四章(四)節の「表34」に示した木曾山農村の事例は小家族で集約的な経営を行う小農生産で、江戸時代後期には中核的な農家のあり方になった。これは家族労働力で効率を最大に発揮する経営を選択し、有機肥料・農具・品種・栽培管理の工夫等を通じて狭い耕地ながらも土地生産性を上げ、収穫高を増やす小農経営であった。これには実質石高が増加しても増加分に対し年貢が増徴されない石高年貢制と定免制の存在が、農民にとつて励みになったことも推測される。こうして食糧自給を達成した小農は市場経済の機会へむけて、原料(木綿・養蚕等)や農村工業(綿織・蚕糸等)へ指向していったとする説も一方にはあるが、そう断定するにはまだ条件が整わずもう少し時間をかけることが歴史学上必要であり、この点は後に再論する。

江戸時代石高制の下に一元支配をとげた幕藩領年貢米の内、換貨必要量の大部分は一旦大坂の米市場に廻送され、そこからさらに江戸を始め各地消費地へ配送された。米穀の輸送は積荷が大量かつ重量の故に水運が適し、幕府によつて沿岸航路が整備された。要所には番所・水先案内船を設置、夜間は烽火を燈し、川下り船賃・廻船への積替賃・入港税等を引下げ、新型廻船の弁才船を開発した。この代表的な航路が西廻り航路と東廻り航路である。

一方幕藩領主は大坂に蔵屋敷を置き、蔵米市場で問屋を通じて入札に参加し、落札後問屋は荷主に為替で送金した。また注文による買付もあり問屋が代金を立替えて為替で決算した⁽¹⁶⁾。

江戸時代後期の経済取引は、幕府正貨(金銀銅貨)に加えて、領内限定の藩札・市場の仮払いや送金用の一時的信用手形(小切手)が使用され、幕府による正貨改鑄等通貨の膨張をうけて、蔵米取引は落札後もより高値を狙った転売や、実物取引ばかりでなく先物取引も常態化した。取引の拡大と複雑化による混乱、商品の保証・契約の履行・法例遵守の自主規制を問屋株仲間が打ち出し、幕府はこの株仲間を公認した。この組織は米穀商を越えて各業界に広がり、廿四組問屋(大坂)十組問屋(江戸)等ができ、また規範慣行は問屋制家内工業にも及んだ。⁽¹⁹⁾

かくて欧米の経済制度や近代技術導入以前の江戸時代末期の経済は、市場経済・貨幣経済上、明治の日本産業革命に連続する社会構造ができていたと指摘する多くの歴史家・法制史家の説は、さしあたり理解できるが、また疑念もいづく理由が二つ程ある。第一は発展段階史観の問題で、この説は社会構成体(体制)は段階的に発展するという前提で、中世封建制から近代資本主義体制へ移行する過渡期を近世江戸時代とし、条件を整えば近代への移行すなわち近代化が実現する段階とした。しかし近代化への条件が出現しながら江戸時代は二世紀半もそれを実現できなかった点に着目し、その後進性限界性を指摘する批判論もある。それは明治時代の変革、すなわち開国・幕藩制解体・秩禄処分・地租改正・四民平等・殖産興業政策等こそが、江戸時代の発展を凌いでいたからで、しかも四半世紀の間に一揆にこれを実現し、近代化を果たしたのは当然の成行だとの主張である。だから今日なお発展段階論的江戸時代の位置づけには疑問が残るのである。⁽²⁰⁾

疑念の第二は経済循環論からの観点で、近代化⇨例えば工業化の過程の問題である。工業とは原料―生産―製品―貨幣とその循環で、持続可能な

原料⇨資源の保証が必要だが資源小国たる当時の日本の場合、再生可能な資源は農産物しかなかった。鉱産物は埋蔵量が少なく消費資産であり、林産物も寺社城館用の材木は再生に二世紀以上を要する減耗資産であることは、本稿主題の一つでもあった通りである。

例えば日本産業革命⇨近代機械工業化の成功例である製糸業について、展開過程を辿ってみよう。江戸時代初期は高級絹織物には中国から長崎を通して輸入した白糸と呼ばれる上質の生糸が用いられた。その代価は銀で決済したが、海外流出の増加を防ぐため幕府はこれを銅に替え、銅の流出が増加すると俵物と呼ばれる加工海産物に替えた。⁽²¹⁾しかし輸出品の品質低下から交換比率が下がって、中国貿易の利益は薄くなつて行つた。これを挽回すべく改良新種の国産繭を原料に、ヨーロッパから輸入器械製糸機を導入し、生糸の品質と生産額を前進させ輸出品の花形にし外貨を稼いだ。

この際の資金調達を信州諏訪の研究から江波戸昭氏等は、石高年貢制以来本租米以外の税が軽視された(但し代つて地租を負担するようになった―筆者注)畑作(養蚕)地富農(マニファクチュア経営者)による資金蓄積の結果としたのに対し、一方アメリカのように国内や、イギリスのように海外領土に大農業産地を持たない当時の日本では、再生資産でも農業だけでは資金調達が出来ず、それは地方銀行・売込問屋を通じた国立銀行の勧業資金融資政策の結果だったと、同じく諏訪の研究から石井寛治氏等は指摘した。実際明治十年代の国立銀行貸付額や製糸業生産額はともに大きく、製糸業近代化の成功は、開国と国策に基づく殖産投融资があったことがわかる(一方当時の歳入は過半が地租で、地租改正策の意義の一端がここにあった―筆者注)。石井氏は詳細な製糸事業家の人別記録の分析から、この点を実証した。⁽²²⁾両者の違いは前者が段階論的なのに対し、後者が経済循環論的分析手法を

とっていることにあり、また裏付史料での実証性の較差も目につくところである。かくて急速な明治日本近代化の歪は、その後の殖産興業政策が富国強兵・帝国主義への焦燥と誘惑に無縁ではなかったと石井論文⁽²⁶⁾は展開し、明治近代史へ連続していく。

最後に近代社会の指標の一つである山林野農地等土地の私的占有権に対し、前近代社会の指標である土地の用益権と共有・慣行問題の総括が必要であったが、今回は言及できなかったので、別の機会に改めてとりあげることにしたい。

註

- (149) 「寛政九年(木曾谷御支配山村甚兵衛分尾張殿御勘定所江差出候書付)山林記録(雜)」(徳川林政史研究所蔵)中の「題欠」。
- (150) 「三ヶ村分差出候書付」中の「寛政十一年 三ヶ村分差出し書付達扣 寛内木彦右衛門」(徳川林政史研究所蔵)。
- (151) 前掲(150)中の「文化六年 三ヶ村分差出諸達書 乍恐奉願上候御事」(徳川林政史研究所蔵)。
- (152) 「享保十四年 木曾三十一ヶ村江切替代金百両被下置割付帳」(徳川林政史研究所蔵)中の「覚」。
- (153) 「明和四年 福嶋地方御役所分谷中へ頂戴仕候御免岡付荷物代金請取扣」(徳川林政史研究所蔵)中の「奉請取御金之事」。
- (154) 宝暦三年 御免白木ノ乱レニ付触書」(徳川林政史研究所蔵)中の「題欠」。
- (155) 「天正一延宝 木曾之古文書(山村甚兵衛)」(徳川林政史研究所蔵)中の「元文四年 題欠」。
- (156) 前掲(155)中の「元文四年 題欠」。
- (157) 「天明・文化・天保・元治・明治 松原氏雜録 式」(徳川林政史研究所蔵)中の「乍恐奉願口上覚」。
- (158) 「安政三年 材木仕出記録 王瀧村松原彦右衛門」(徳川林政史研究所蔵)中の「乍恐奉願口上覚」。

の「乍恐御歎願奉申上候御事」。

- (159) 「宝暦・寛政・天保・安政・文久 松原氏雜録 壹 松原彦右衛門」(徳川林政史研究所蔵)中の「乍恐奉願口上覚」。
- (160) 「安永七年一文化十三年 加子母村記録 壹」(徳川林政史研究所蔵)中の「乍恐奉願上候御事」。
- (161) 「天明四年 王瀧村家業調書上帳」(徳川林政史研究所蔵)中の「覚」。
- (162) 「万延元年 加子母村熊洞御栗山背伐之申達より村方人別書上帳 王瀧村」(徳川林政史研究所蔵)。
- (163) 「(文久元年)西九月 和宮様御通輿ニ付雇入人足調帳」(徳川林政史研究所蔵)。
- (164) 「元文・嘉永・文久・万延 王瀧村松原氏雜録 三」(徳川林政史研究所蔵)中の「乍恐奉願口上覚」。
- (165) 「嘉永二年 寿明君様御下向之節人数書上帳人足一条留 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)中の「乍恐奉願口上覚」。
- (166) 「他国山持の件(松原文書状綴)」(徳川林政史研究所蔵)中の「覚」。
- (167) 「宝暦七年 殿様御上国之節人足御手当被下置其節受取手当扣 王瀧村」(徳川林政史研究所蔵)中の「奉請取御金之事」。
- (168) 「慶応二年 日光例幣使御通行諸記録 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)中の「差上申一札之事」。
- (169) 「王瀧村松原氏雜録 三」(徳川林政史研究所蔵)中の「乍恐奉願口上覚」。
- (170) 「嘉永七年 御領主尾張大納言様御通りニ付願書扣 庄屋松原彦八」(徳川林政史研究所蔵)中の「乍恐奉願上候御事」。
- (171) 前掲(170)。
- (172) 前掲(170)中の「乍恐御歎願奉申上候」。
- (173) 「天明六年 卯辰兩年御救御拝借金書上帳 王瀧村」(徳川林政史研究所蔵)中の「覚」。
- (174) 「天保八年 王瀧村夫食御願書 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)中の「乍恐奉願口上覚」。
- (175) 前掲(174)中の「乍恐奉願口上覚」。

- (176) 「延宝―天保 諸拝借願并拝借米割当 殿村・王瀧村」(徳川林政史研究所蔵)中の「被仰付被下置候様奉願上候」。
- (177) 前掲(176)中の「乍恐奉再願口上覚」。
- (178) 前掲(174)中の「乍恐奉願口上覚」。
- (179) 速水 融『歴史人口学で見た日本』文芸春秋社(新書)、二〇〇一年、七七―八二頁。
- (180) 「享保九年 諸事ノ出シ覚帳 王瀧村」(徳川林政史研究所蔵)。
- (181) 「天明元年 栗松木垣杭ニ本伐願 松原文書」(徳川林政史研究所蔵)中の「乍恐奉願口上覚」。
- (182) 前掲(181)中の「覚」。
- (183) 「安政六年 生糸売場手形」(徳川林政史研究所蔵)中の「覚」。
- (184) 「從延宝五年至寛政十二年 永々録 壺番 神戸弥左衛門」(徳川林政史研究所蔵)中の「題欠」。
- (185) 前掲(176)中の「乍恐奉願口上覚」。
- (186) 速水 融・宮本又郎「概説 七―一八世紀」(速水融・宮本又郎編『日本経済史I』岩波書店、一九八八年)六四―七七頁。
- (187) 「安永以降谷中各村拝借金書上 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)中の「奉拝借御金之事」。
- (188) 「安政五年 借入金高諸無尽高年限売田地金高一ヶ年家内出入金高取調帳 松原彦八」(徳川林政史研究所蔵)。
- (189) 「嘉永六年 諸向拝借取扱口々仕分留 松原扣」(徳川林政史研究所蔵)中の「江戸芝御山内拝借金割合」。
- (190) 「嘉永四年 王瀧村家数人数書上其他 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)中の「年符売申田地之事」。
- (191) 「慶応元年 松原雑録五 諸品売揚帳 家高伊八」(徳川林政史研究所蔵)中の「覚」。
- (192) 前掲(158)。
- (193) 「安政三年 松原雑書 王瀧村扣」(徳川林政史研究所蔵)中の「乍恐奉願口上覚」。
- (194) 前掲(158)中の「題欠」。
- (195) 岩橋 勝「徳川経済の制度的枠組」、前掲書(注186)、九九―一二三頁。
- (196) 斉藤 修「大開墾・人口・小農経済」、前掲書(注186)、二〇一―二一〇頁。
- (197) 新保 博・長谷川彰「商品生産・流通のダイナミックス」、前掲書(注186)、二二五―二三三頁。宮本又郎・上村雅洋「徳川経済の循環構造」、前掲書(注186)、二八九―三三三頁。
- (198) 岡崎哲二「江戸の市場経済―歴史制度分析からみた株仲間―」講談社(選書メチエ)、一九九九年、六四―一五八頁。
- (199) 例えばウォーラーステインによる段階史観への問題提起。『近代世界システム―農業資本主義とヨーロッパ世界経済の成立―』川北 稔訳、名古屋大学出版会、二〇一三年。
- (200) 田代和生「徳川時代の貿易」、前掲書(注186)、一三〇―一五五頁。
- (201) 江波戸昭『蚕糸業地域の経済地理学的研究』古今書院、一九六九年。矢木明夫「日本近代製糸業の成立」お茶の水書房、一九六〇年。
- (202) ウォーラーステイン『近代世界システムⅢ―資本主義的世界経済の再拡大―』川北稔訳、名古屋大学出版会、二〇一三年。
- (203) 石井寛治『日本蚕糸業史分析―日本産業革命研究序論―』東京大学出版会、一九七二年。山口和雄編著『日本産業金融史―製糸金融篇―』東京大学出版会、一九六六年。
- (204) 安藤良雄編『近代日本経済史要覧』東京大学出版会、一九八〇年、四八―六五頁。
- (205) 石井寛治『日本の産業革命―日清・日露戦争から考える―』朝日新聞社(選書)、一九九七年。